

子ども・子育て支援事業計画

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町



平成 27 年 3 月

嵐 山 町

はじめに

我が国では、依然として少子化に歯止めがかからず、平成 25 年の全国の合計特殊出生率は 1.43 となっています。人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標である人口置換水準は 2.07 となっており、人口減少は確実に進んでいる現状となっています。

こうした、少子化を伴う人口減少問題は、国の主要課題であるとも認識され、平成 26 年 7 月には、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」設立準備室が発足しています。本町においても、全国と同様に少子化が進んでおり、子どもから大人まで地域住民の生活の豊かさや幸せにも係わってくる問題となっています。

本町では、「子どもも大人も 未来志向になれるまち」を基本理念とした「嵐山町次世代育成支援行動計画」を策定し、未来を担う子どもたちが大事にされ、健やかに成長できるまちをつくるとともに、出産・育児に対する不安感や負担感を軽減するための支援など、地域全体で子どもや子育てを支援する体制づくりを進めてきました。

国においても、少子化対策として平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てをめぐる様々な課題に対応するため、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。この「子ども・子育て支援新制度」では、子どもの最善の利益が実現する社会を目指すとの考え方を基本として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども子育て支援等を総合的に推進することとしています。

このたび、国の動向や本町の子ども・子育ての現状を勘案し、5 年間の計画期間とする「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる地域のために、子どもと子育てを全力で応援していきたいと思います。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、計画内容について審議・検討をいただいた「嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた子育て中の保護者の皆様など、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月



嵐山町長 岩澤 勝

目 次

第1章 計画の概要

1 子ども・子育て支援の意義	1
2 計画策定の背景	2
3 計画策定の趣旨	4
4 子ども・子育て支援事業計画の全体像	4
(1) 子ども・子育て支援制度の内容	5
(2) 新制度における事業の全体像	5
5 計画の対象	6
6 計画の期間	6
7 他の計画との調和等	7

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 統計からみた本町の現状	8
(1) 人口の推移	8
(2) 出生の動向	9
(3) 婚姻の動向	10
(4) 女性の就業状況	11
(5) 人口推計	12
2 子育て支援サービスなどの現状	13
(1) 保育所（園）などの状況	13
(2) 子育て支援サービスの状況	15
(3) 幼稚園の状況	17
(4) 小学校・中学校の状況	17
(5) 障害児通園施設の状況	18
(6) 児童虐待などの現状	19
3 ニーズ調査結果からわかる現状	20
(1) 子どもの育ちをめぐる環境	21
(2) 保護者などの就労の状況	22
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向	23
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26

第4章 子ども・子育て支援事業

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実	27
1 教育・保育提供区域の設定	27
2 教育・保育施設の充実	27
(1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）	27
(2) 保育所など（2号認定、3～5歳児）	28
(3) 保育所など（3号認定、0～2歳児）	29
3 地域子ども・子育て支援事業の推進	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	30
(3) 妊婦健康診査	31
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	32
(5)－1 養育支援訪問事業	32
(5)－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援 に資する事業）	32
(6) 子育て短期支援事業	33
(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	34
(8) 一時預かり事業	34
(9) 延長保育事業	36
(10) 病児・病後児保育事業	36
(11) 放課後児童健全育成事業	37
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	38
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	38

第5章 次世代育成支援行動計画

1 基本目標と体系図	39
2 次世代育成支援行動計画の進捗状況	41
(1) 特定事業の進捗状況	41

3 施策の目標と施策の方向性	42
(1) 特定事業以外の主な事業の状況	42
基本目標1 地域における子育ての支援	42
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	47
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	64
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	71
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	74
基本目標6 子ども等の安全の確保	77
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	81

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制	85
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	85
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	85
(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	86
(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	86
(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策	86
(5) 市町村間及び県との間の連携方策	86
3 計画の点検・評価などの進捗管理	87

資料編

1 策定の経緯	88
2 嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱及び名簿	89

第1章 計画の概要

1 子ども・子育て支援の意義

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、未来を紡ぐとても重要な投資です。

そして、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現されることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は、一層厳しさを増しています。

親自身、実際に子育てを経験することで、親として成長していくいわゆる「親育ち」の過程も地域関係の希薄化が進むなか、社会全体で支援していくことが求められています。

ゆえに、行政が、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心として、学校、地域、企業など、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

そして、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるのと同時に、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければなりません。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力なのです。

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 計画策定の背景

■子どもの育ち、子育てをめぐる環境

子ども一人一人が、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることができる環境を整備することは、社会全体の責任でもあります。

また、子育てにおいては、保護者が家庭の中だけではなく、地域の中で保護者同士や地域の人々とつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことも重要とされています。

しかしながら、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

そして、保護者自身の世代も、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

一方、経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性をはじめとする非正規雇用の割合も高まり、共働き家庭も増加しています。育児においては、父親が積極的に役割を果たすことが望まれながらも、子育て期にある30代40代の男性の長時間労働者の割合は、高い水準にあり、子育て期の父親の家事・育児にかかわる時間は少ない時間にとどまっています。

こうした中、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、女性の出産に伴う就労の継続も厳しい状況にあります。

昨今、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められていますが、都市部を中心に依然として、多くの待機児童が存在しています。

さらには、少子化による子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化は、就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を高めています。

こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては、生命をも脅かす児童虐待の発生も増加してきています。

■子ども・子育てを支援する新たな制度の創設

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化への対処するための少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）等を制定し、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を含めた認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

法では、市町村（特別区を含む。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）を定めることとされています。

■次世代育成支援対策推進法等の一部改正

国では、急激な少子化の進行に対応するため、平成15年7月に、次世代育成支援対策推進法を制定し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を社会全体で迅速かつ重点的に支援するため、平成17年4月1日から10年間（平成27年3月31日まで）の時限立法で施行されました。この法律の取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等、一定程度推進されましたが、職場・地域における子育て環境の整備など、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善することが必要となっています。このため、国では、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長（平成37年3月31日まで10年間の延長）、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずることとなりました。

3 計画策定の趣旨

子育てに対して、負担や不安、孤立感を感じるのではなく、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じ、未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現させることが求められています。

そして、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、子どもの育ちと子育てを支援していく必要があります。

これまで本町では、平成17年3月に「嵐山町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し、「子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町」を基本理念として、次代の社会を担い、明るい未来をもたらしてくれる子どもたちの子育てを、地域社会全体で応援することを目標とし、町民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本町においては法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「嵐山町次世代育成支援行動計画」をふまえながら、一体的に「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

4 子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律

○児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(1) 子ども・子育て支援制度の内容

■質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園※制度」の改善。具体的には、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化することや財政措置の見直しを行うことで幼保連携型認定こども園の普及促進を図るものです。

※認定こども園の種類は、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設により保育の量的拡大を図ります。
- ・幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。

■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を創設します。

(2) 新制度における事業の全体像

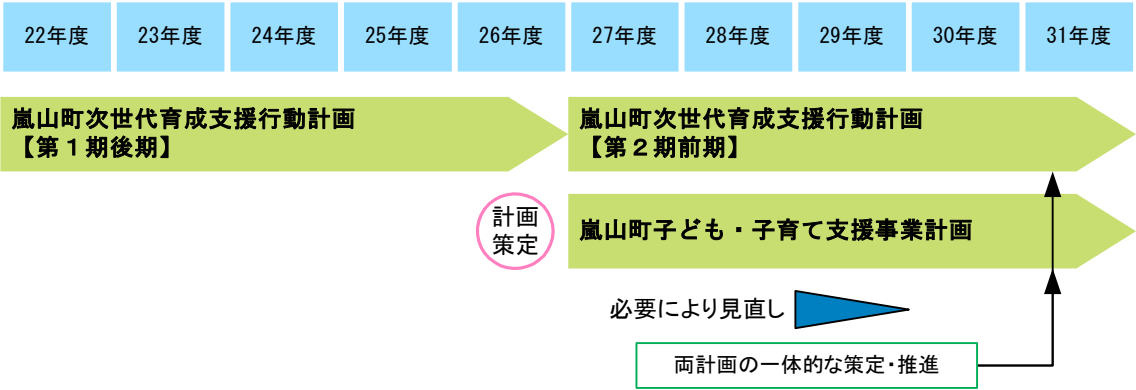
子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
■施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ■児童手当	①利用者支援事業【新規】 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤-1養育支援訪問事業 ⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

5 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

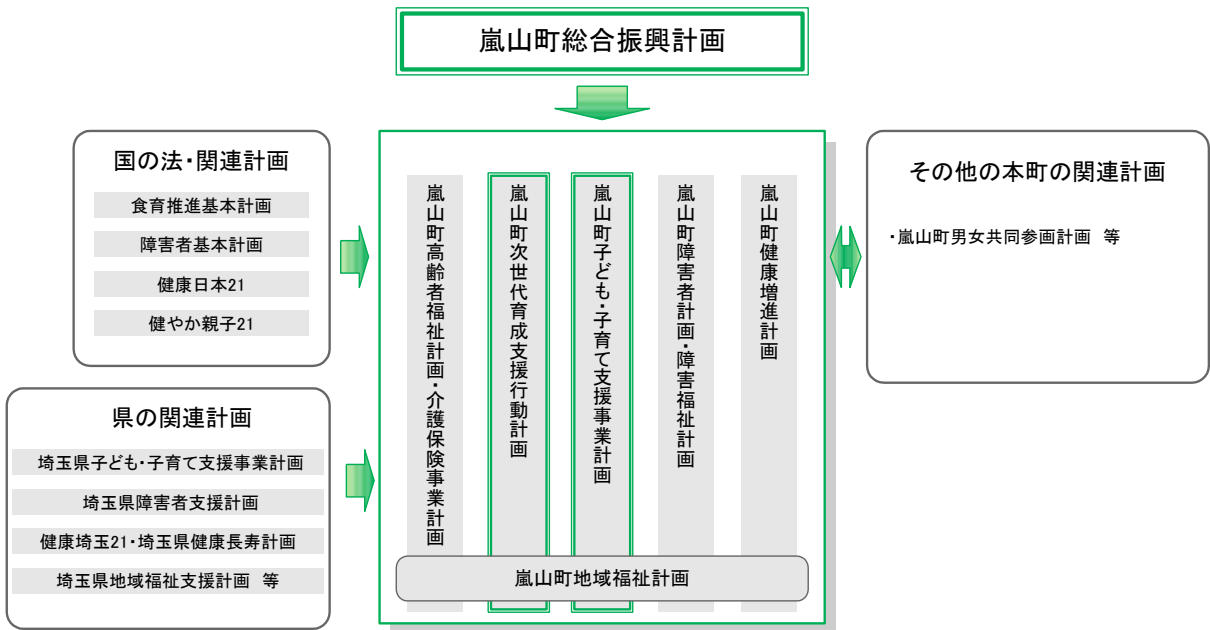
6 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。



7 他の計画との調和等

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「嵐山町総合振興計画」に基づく部門別計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの嵐山町次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、法の規定により、子ども・子育て支援事業にする事項を定めるものです。また、国、県及び本町の関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



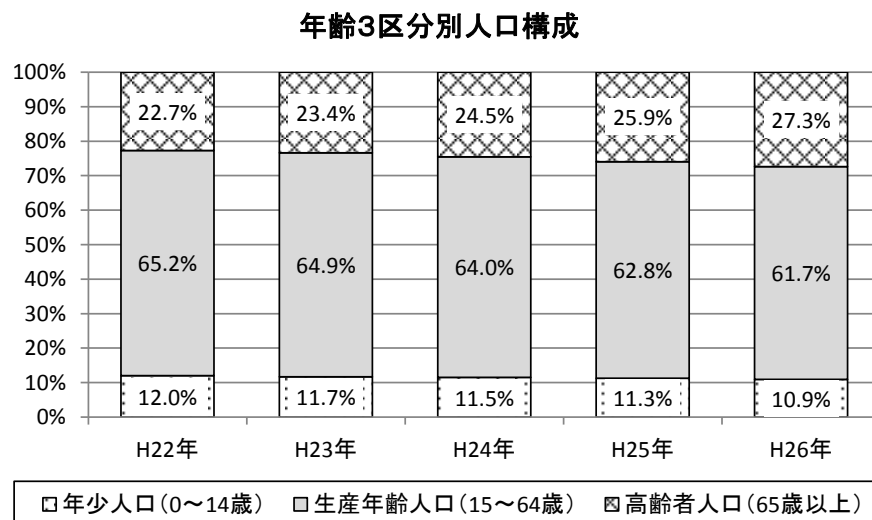
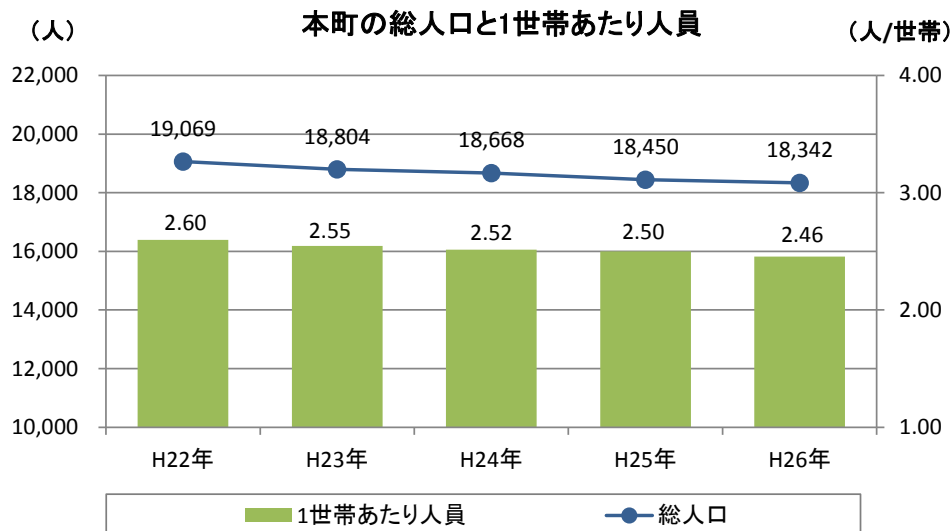
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成22年から平成26年にかけて減少傾向で推移し、平成26年1月1日現在では、平成21年と比べ727人減少し、18,342人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、平成26年時点で2,003人（総人口の10.9%）となっており、平成22年と比べると290人減少しています。

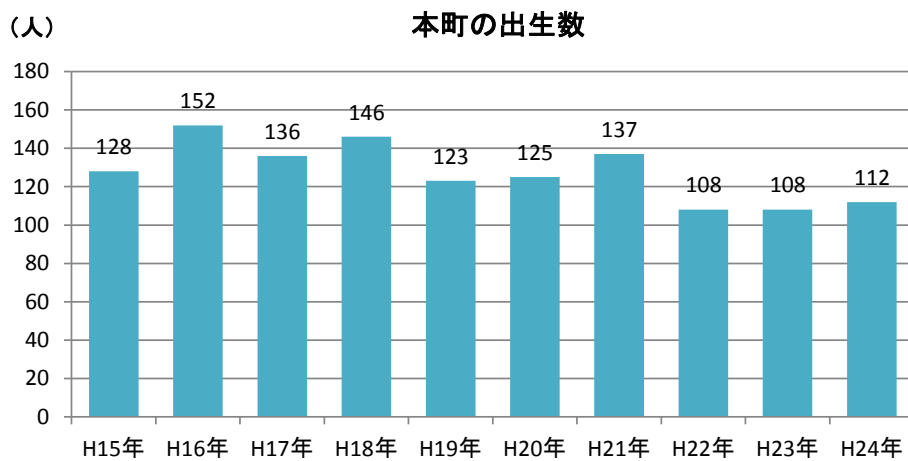


資料：埼玉県_町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

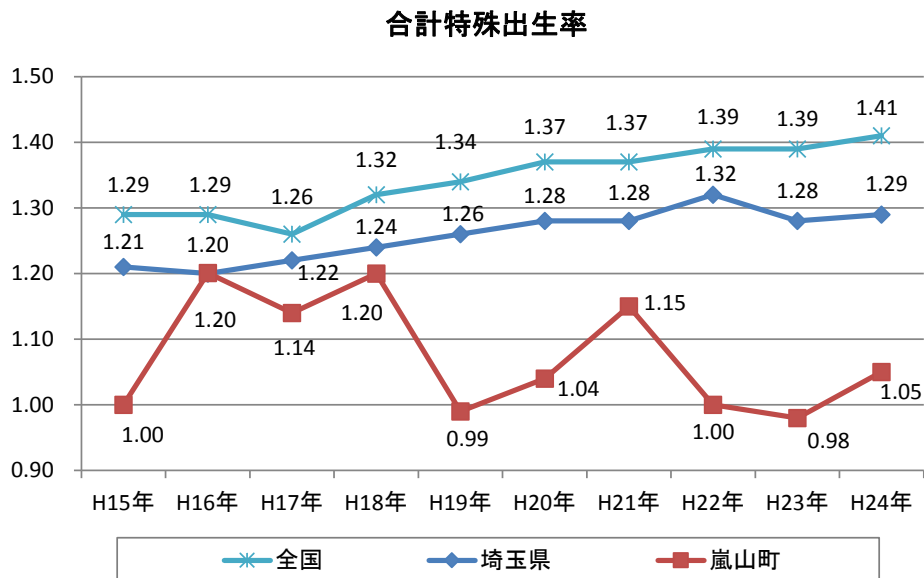
(2) 出生の動向

本町の出生数は、平成15年から平成24年にかけて増減しながら減少傾向で推移しており、近年では毎年約100人程度の出生数となっています。

また、合計特殊出生率※についても、出生数が減少傾向の中、全体的には減少基調で推移しており、平成24年では1.05となっています。全国や県の平均値と比較すると、いずれも下回っている状況で推移しています。



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

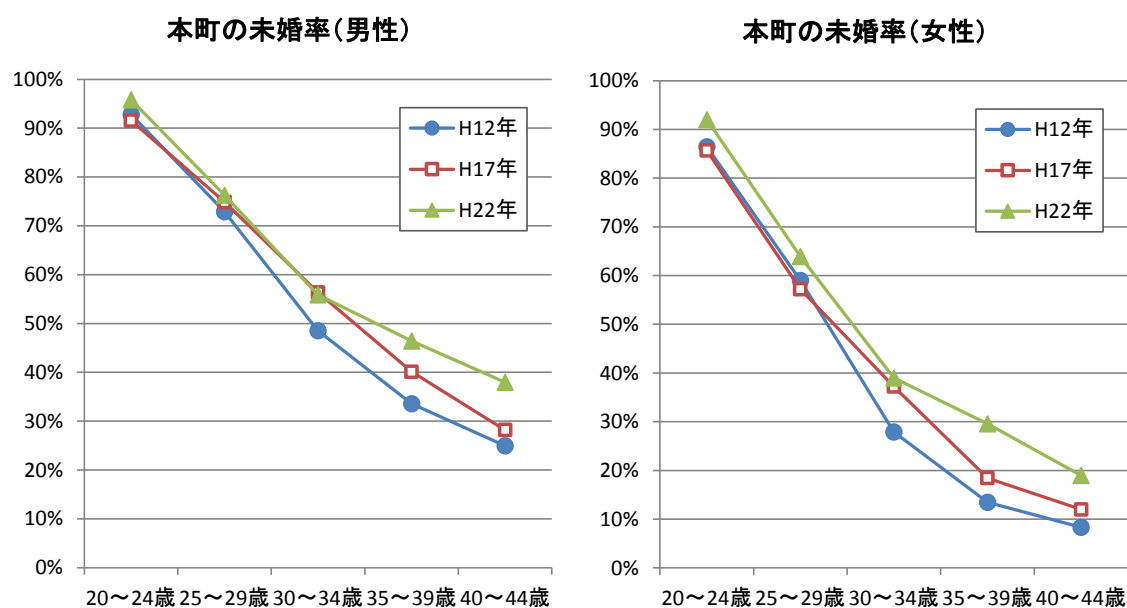


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本町の男性及び女性の未婚率は、平成12年から平成22年にかけて35歳以降の男女ともに上昇傾向で推移しています。平成22年の40～44歳の男性をみると、平成12年の25.0%から13.0ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成12年の8.3%から10.7ポイント上昇しています。



男性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	92.8%	72.9%	48.5%	33.6%	25.0%
H17 年	91.6%	74.9%	56.4%	40.1%	28.2%
H22 年	95.8%	76.3%	55.9%	46.4%	38.0%

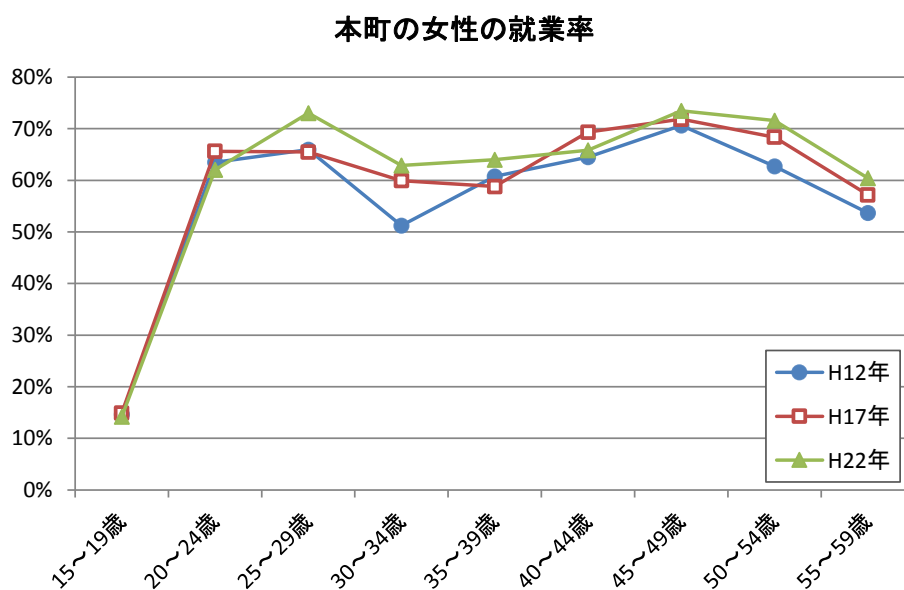
女性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	86.4%	59.0%	27.9%	13.4%	8.3%
H17 年	85.7%	57.2%	37.2%	18.4%	12.0%
H22 年	92.0%	63.9%	39.0%	29.6%	19.0%

資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本町の女性の就業率をみると、20 歳代半ばと 50 歳前後という 2 つのピークをもついわゆる「M 字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成 12 年から平成 22 年にかけては、M 字カーブの谷の部分の部分が浅くなる傾向があります。



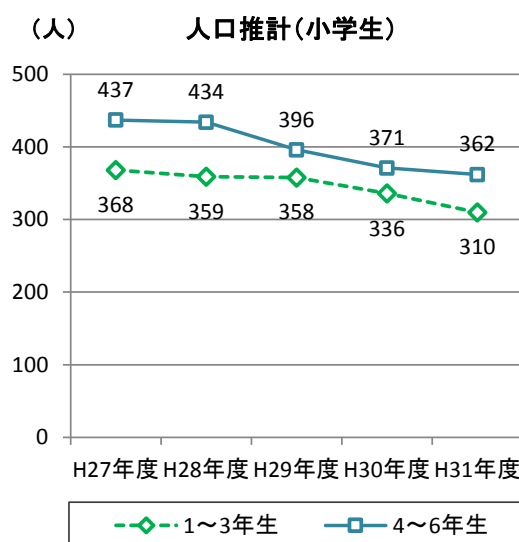
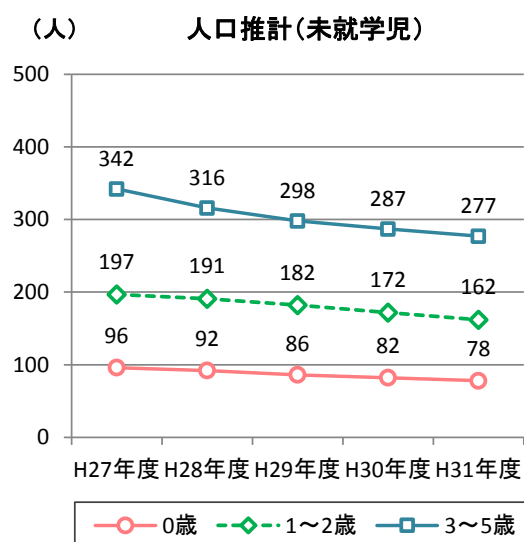
	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
H12 年	14.7%	63.5%	65.9%	51.2%	60.8%	64.5%	70.6%	62.7%	53.7%
H17 年	14.9%	65.6%	65.5%	59.9%	58.8%	69.3%	71.8%	68.4%	57.2%
H22 年	14.2%	62.0%	73.0%	62.9%	64.0%	65.8%	73.5%	71.6%	60.4%

資料：国勢調査



(5) 人口推計

本町の未就学児と小学生の平成27年から平成31年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。0歳児をみると平成31年には78人と、ここ5年間で18人減少することが見込まれています。



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	96	92	86	82	78
1歳	98	93	89	83	79
2歳	99	98	93	89	83
3歳	104	99	98	93	89
4歳	116	104	99	98	93
5歳	122	113	101	96	95
6歳	124	123	114	102	97
7歳	114	123	122	113	101
8歳	130	113	122	121	112
9歳	148	131	114	123	122
10歳	153	149	132	115	124
11歳	136	154	150	133	116

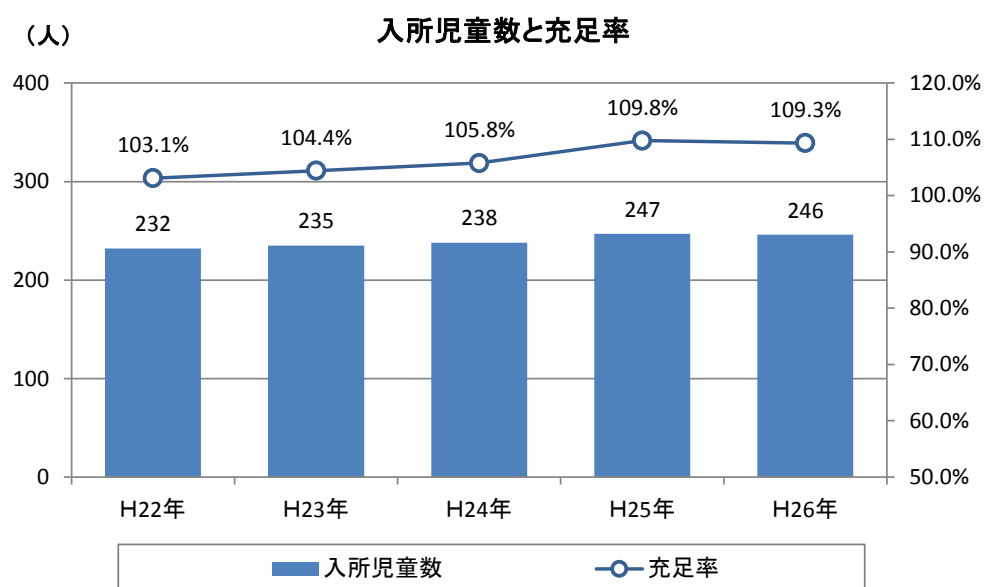
資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

① 保育所（園）入所児童数

本町の平成 26 年の保育所（園）の施設数は、私立が 4 か所となっています。入所児童数は、平成 22 年以降増加傾向にあり、平成 26 年では、平成 22 年に比べ 14 人増加の 246 人となっています。また、充足率は平成 22 年以降 100%を超え推移しています。



区分		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
私立	施設数（か所）	4	4	4	4	4
	定員（人）	225	225	225	225	225
	入所児童数（人）	232	235	238	247	246
	充足率（%）	103.1	104.4	105.8	109.8	109.3

資料：教育委員会子ども課（各年 4 月 1 日現在）広域受託含む

② 保育所待機児童数

本町の国の定義※による待機児童は、平成 25 年度において発生しており、0 歳児が 9 人、1・2 歳児が 2 人、3～5 歳児が 1 人と、0 歳児の待機児童が多くなっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
0 歳児	0	0	0	0	9
1・2 歳児	0	0	0	0	2
3～5 歳児	0	0	0	0	1
合計	0	0	0	0	12

資料：教育委員会こども課（各年度 10 月 1 日現在）

※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

③ 認定こども園の状況

本町では認定こども園は設置されていません。

④ 認可外保育施設等の状況

本町では認可外保育施設は設置されていません。



(2) 子育て支援サービスの状況**① 一時預かり事業の状況**

一時預かり事業は、平成 25 年度は 1 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて増減しながら推移し、平成 25 年度では、ここ 5 年間で最も多く 1,485 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用人数（人）	995	1,091	796	707	1,485

資料：教育委員会こども課

② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、平成 25 年度は 2 か所で実施しています。実障害児数は、平成 25 年度では 3 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（か所）	3	4	3	3	2
実障害児数（人）	4	6	3	4	3

資料：教育委員会こども課

③ 病児・病後児保育事業の状況

本町では病後児保育事業は実施していません。

④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

本町の放課後児童クラブは、市内の全小学校区（3小学校区）に設置されており、平成 26 年は 4 か所で実施しています。平成 22 年以降入所児童数は 200 人弱を一定に推移し、平成 26 年は 179 人となっています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
入所児童数（人）	182	182	191	194	179
か所数（か所）	4	4	4	4	4

資料：教育委員会こども課（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 子育て支援センターの状況

子育て支援センターは、平成 25 年度は2か所で実施しています。平成 23 年度以降こども課窓口での相談受付や子育て広場などでも相談機会が増えたためか、子育て支援センターでの相談件数は減少傾向にあります。

○子育てに関する相談

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
相談件数（延べ件数）	151	60	92	30	39

資料：教育委員会こども課

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

本町のファミリー・サポート・センター事業は平成 23 年度から実施しており、平成 25 年度の活動件数は 450 件となっています。

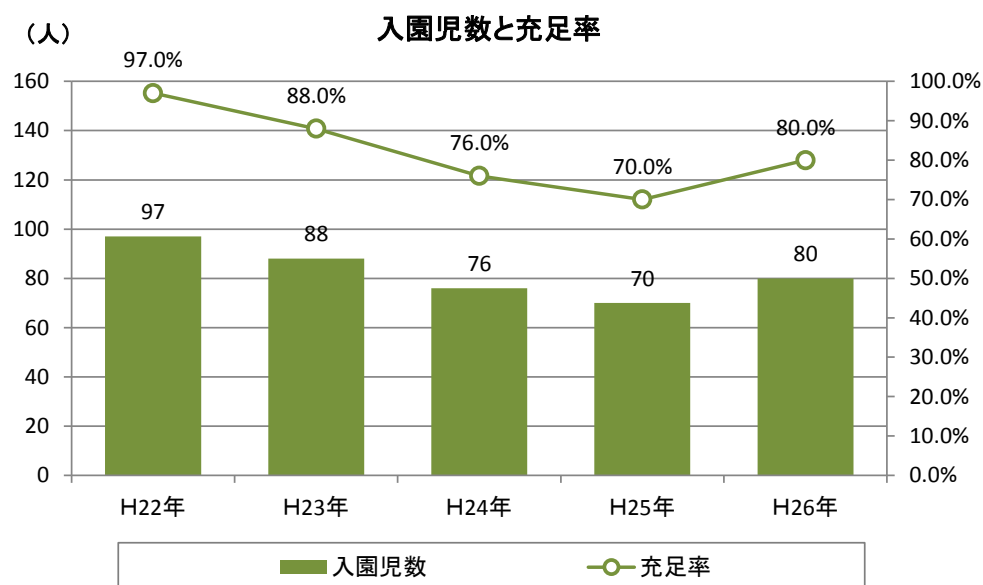
区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
活動件数（延べ件数）		—	—	443	190	450
会員数	依頼会員	—	—	96	105	118
	提供会員	—	—	20	30	34
	両方会員	—	—	0	2	2
	合計	—	—	116	137	154

資料：教育委員会こども課



(3) 幼稚園の状況

本町の平成 26 年の幼稚園の施設数は、公立が 1 か所となっています。入所児童数は、平成 22 年から平成 25 年にかけてやや減少で推移し、平成 26 年では増加し 80 人となっています。また、平成 26 年の充足率は 80.0%となっています。



区分		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
公立	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
	定員 (人)	100	100	100	100	100
	入園児数 (人)	97	88	76	70	80
	充足率 (%)	97.0	88.0	76.0	70.0	80.0

資料：教育委員会子ども課（各年 5 月 1 日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本町の小学校は平成 26 年では 3 校あり、児童数は 823 人となっています。児童数は平成 22 年から減少で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童数 (人)	914	896	885	859	823
学校数 (校)	3	3	3	3	3

資料：教育委員会子ども課（各年 5 月 1 日現在）

② 中学校の状況

本町の中学校は平成 26 年では 2 校あり、生徒数は 471 人となっています。生徒数は平成 24 年から減少で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
生徒数（人）	490	509	494	476	471
学校数（校）	2	2	2	2	2

資料：教育委員会子ども課（各年 5 月 1 日現在）（公立のみ）

③ 特別支援学校の状況

特別支援学校へ通学している本町の児童は、平成 26 年 5 月 1 日現在の幼稚部から高等部までの合計児童数が 17 人となっています。

学校名	在籍児童数				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
特別支援学校	0	4	5	8	17

資料：教育委員会子ども課・その他（平成 26 年 5 月 1 日現在）

（５）障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の延べ利用件数は、減少で推移しています。

利用件数	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童デイサービス	250	249	0	—	—
児童発達支援	—	—	—	0	0
放課後等デイサービス	—	—	1,023	925	341

対象児童：未就学児童

資料：健康いきいき課（各年 3 月 31 日現在）

(6) 児童虐待などの現状

① 児童虐待相談件数

平成 25 年度の児童虐待相談件数は 11 件で、そのうち、「身体的虐待」が9件、「ネグレクト」が2件となっています。

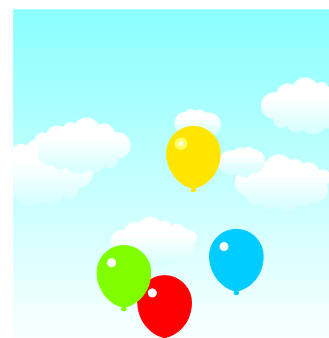
区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件数	2	16	18	9	11

資料：教育委員会こども課

○平成 25 年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～3 歳児	3～就学前児	小学生	中学生	高校生～18 歳	合計
身体的虐待	1	4	2	0	2	9
心理的虐待	0	0	0	0	0	0
ネグレクト	1	1	0	0	0	2
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計（件）	2	5	2	0	2	11

資料：教育委員会こども課



3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成25年10月

■調査対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童	町内在住の就学前児童（全数）	739人
放課後児童クラブ利用児童	町内の放課後児童クラブ利用児童（1～3年生全数）	123人
幼稚園園児	町内の幼稚園児（全数）	140人

■調査結果

区分	配布枚数	回収数	回収率
就学前児童	739	459	62.1%
放課後児童クラブ利用児童	123	100	81.3%
幼稚園園児	140	122	87.1%

○ニーズ調査結果の活用

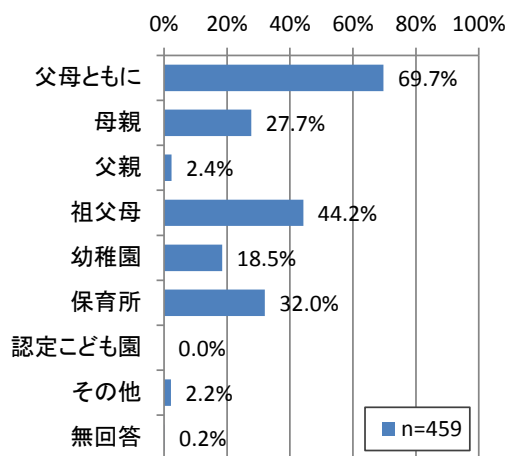
- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ②国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本町のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本町の各事業の量の見込みを設定
- ④本町の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

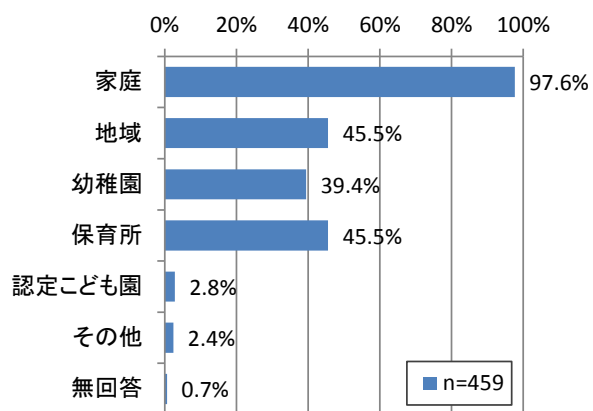
①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が69.7%と最も高く、次いで「祖父母」が44.2%、「保育所」が32.0%となっています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が97.6%と最も高く、「地域」「幼稚園」「保育所」がそれぞれ4割前後と続いています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

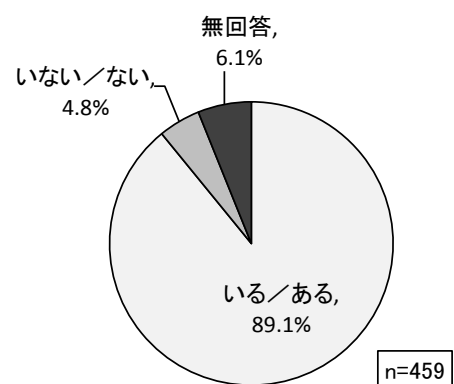


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。

②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が89.1%と高い中、「いない/ない」の割合は4.8%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母等の親族」や「友人や知人」など身近な人の割合がいずれも8割前後と高く、「保育所」「幼稚園」の割合もいずれも2割前後と比較的高くなっています。

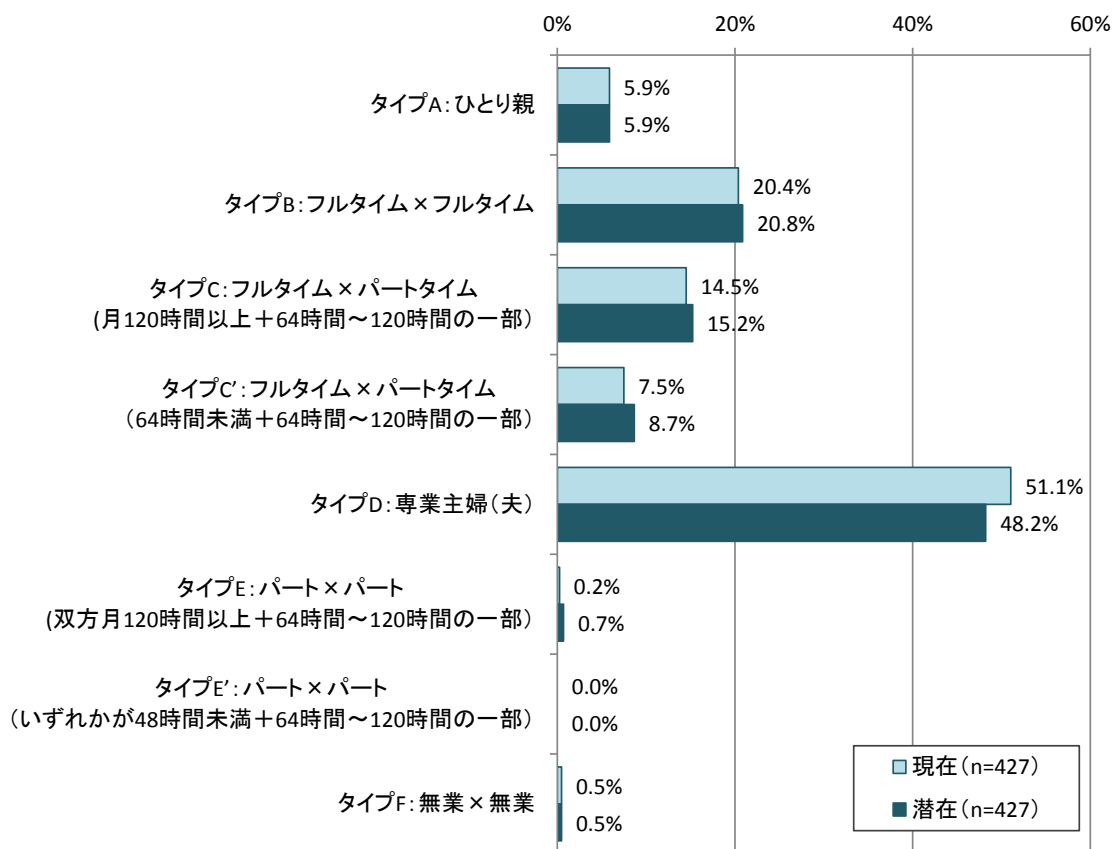


（２）保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が５割を超え高く、「フルタイム×フルタイム」についても20.4%と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合がやや減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯がやや増加しています。



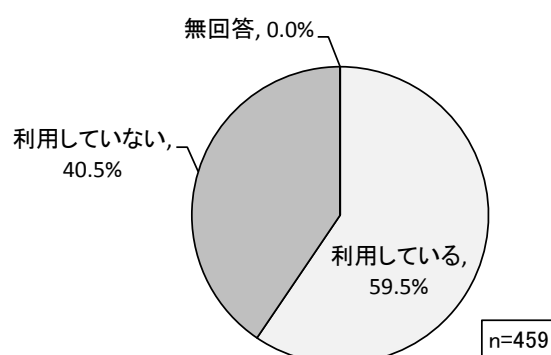
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本町では、120 時間を保育標準時間の下限、64 時間を保育短時間の下限としている。

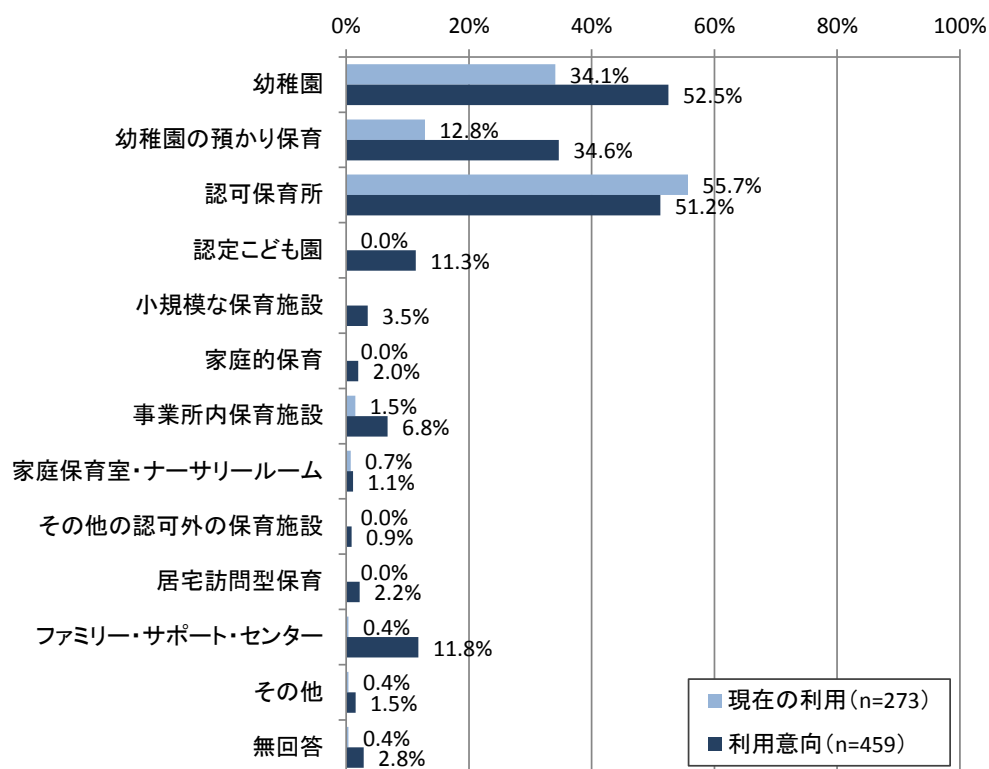
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が59.5%に対し、「利用していない」が40.5%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認可保育所」の割合が55.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が34.1%となっています。さらに、今後の利用意向では、「認可保育所」の割合が過半数を超え高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などの割合が現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用



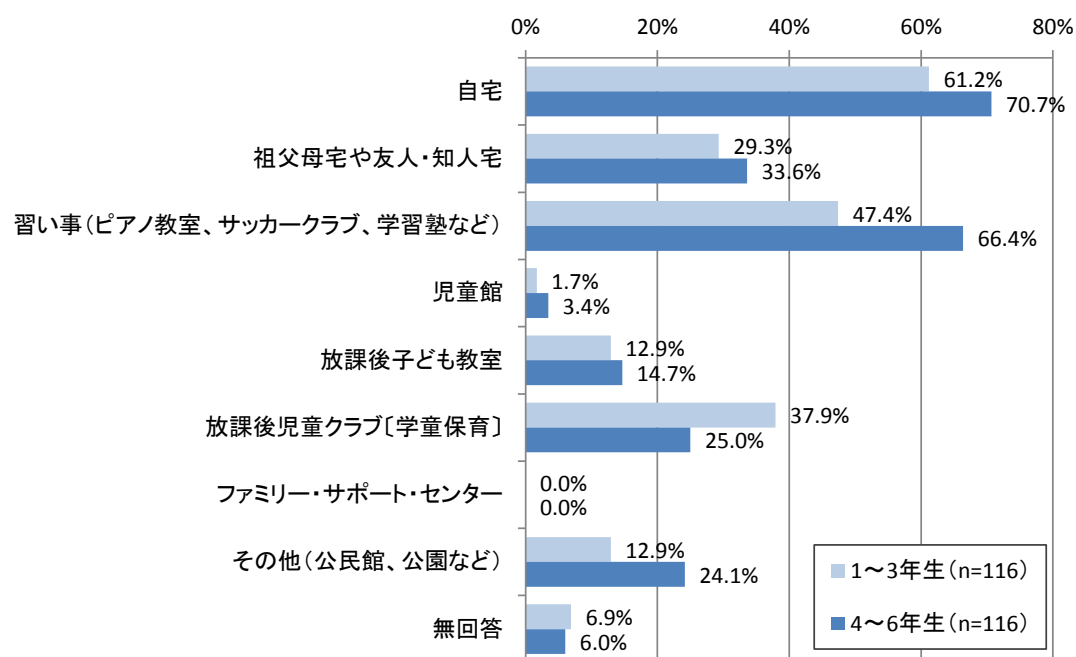
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合がそれぞれ4割弱から6割強と高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。



※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」／次世代法に基づく「行動計画策定指針」
において掲げられた計画の主なポイント

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善を図る
- ◆妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行う
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす
- ◆次代の親の育成という視点
- ◆仕事と生活の調和の実現の視点
- ◆すべての子どもと家庭への支援の視点 など

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、嵐山町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、子どもの最善の利益が実現するまちを目指します。

嵐山町 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

2 計画の基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また、次世代法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

そこで、嵐山町次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

各論Ⅰ 嵐山町子ども・子育て支援事業計画【第4章】

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

各論Ⅱ 嵐山町次世代育成支援行動計画（第2期前期計画）【第5章】

基本目標1 地域における子育ての支援

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第4章 子ども・子育て支援事業

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、町全域とします。

2 教育・保育施設の充実

(1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成26年5月1日現在の1号認定（3～5歳児）の幼稚園への入園児数は80人となっており、定員100人に対し80.0%の充足率となっています。
- ◆ニーズ調査結果から1号認定の利用率（推計児童数に対するニーズ量）は31.8%と現状の利用率とほぼ同値となっています。
- ◆本町の現状では、他市町幼稚園の利用児童が多いことから、量の見込みは過去5年間の利用率（各年度における児童数に対する利用児童数、以下同様）43.4%を見込み設定しました。

(単位: 人)			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の 見込み	1 号		96	96	96	96	96
	2 号		52	52	52	52	52
	町外受託		0	0	0	0	0
	町外委託		60	60	60	60	60
②確保 方策	1 号認定	町内	100	100	100	100	100
		他市	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園		—	—	—	—	—
②-①			12	12	12	12	12

(参考) H26年度1号認定定員: 100人

※①量の見込み: 1号認定+2号認定+町外受託-町外委託

※②確保方策: 1号認定(町内+他市)+確認を受けない幼稚園

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の幼稚園数（1 か所、定員 100 名）を維持することで、4・5 歳児の受入れを確保します。
- ◆3 歳児については、現状では町外私立幼稚園への入園により確保されていることから、計画期間においては、近隣市町との利用調整を図ります。

（２）保育所など（２号認定、３～５歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成 26 年 4 月 1 日現在の 2 号認定（3～5 歳児）の保育園への入園児数は、全体定員 225 人に対し 159 人となっています。
- ◆ニーズ調査結果から 2 号認定の利用率（推計児童数に対するニーズ量）は 28.5%と現状の利用率 44.4%よりも低くなっています。
- ◆量の見込みは、過去 5 年間の利用率 43.0%を見込み設定しました。また、H28 年度以降は、児童数は減少する見込みですが、今後も就労が促進されることを見込み、H27 年度の量を設定します。

(単位:人)			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	2 号認定		147	147	147	147	147
	町外受託		15	15	15	15	15
	町外委託		27	27	27	27	27
②確保方策	教育・保育※1	町内	130	130	130	130	130
		他市	15	15	15	15	15
	地域型保育						
認可外保育施設※2			0	0	0	0	0
②-①			10	10	10	10	10

(参考) H26 年 4 月 1 日現在 2 号認定入所児童数: 159 人 (全体定員 225 人からの按分定員 145 人)

※1: 教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2: 町または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※①量の見込み: 2 号認定+町外受託-町外委託

※②確保方策: 教育・保育(町内+他市)

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の認可保育所数（4 か所、定員 225 名）を維持することで、

3歳～就学前児の受入れを確保します。

◆認定こども園による定員確保は見込みません。

(3) 保育所など(3号認定、0～2歳児)

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成26年4月1日現在の3号認定(0～2歳児)の保育園への入園児数は、全体定員225人に対し、0歳児が13人、1・2歳児が74人となっています。
- ◆ニーズ調査結果から3号認定の利用率(推計児童数に対するニーズ量)は、0歳児が20.8%、1・2歳児が24.4%と現状の利用率と比較すると、0歳児ではやや高く(20.8%)、1・2歳児では低く(24.4%)となっています。
- ◆量の見込みは、過去5年間の利用率(0歳児:13.1%、1・2歳児:29.6%)を見込み設定しました。また、H28年度以降は、児童数は減少する見込みですが、今後も就労が促進されることを見込み、H27年度の量を設定します。

(単位:人)			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	3号認定		71(13)	71(13)	71(13)	71(13)	71(13)
	町外受託		10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)
	町外委託		7(5)	7(5)	7(5)	7(5)	7(5)
②確保方策	教育・保育※1	町内	70(8)	70(8)	70(8)	70(8)	70(8)
		他市	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)
	地域型保育		0	0	0	0	0
認可外保育施設※2			0	0	0	0	0
②-①			6(0)	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)

表中()内は0歳児の内数。

(参考) H26年4月1日現在3号認定入所児童数:0歳13人、1・2歳74人

(全体定員225人からの按分定員:0歳12人、1・2歳68人)

※1:教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2:町または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※①量の見込み:3号認定+町外受託-町外委託

※②確保方策:教育・保育(町内+他市)+地域型保育

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の認可保育所数(4か所、定員225名)を維持することで、0歳～2歳児の受入れを確保します。
- ◆認定こども園及び地域型保育による定員確保は見込みません。

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆役場こども課を窓口として、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

【確保の内容】

- ◆役場こども課に窓口を 1 か所設置します（対象児童：0歳～小学6年生まで）。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆町では菅谷中学校区で1か所、玉ノ岡中学校区で1か所、計2か所で事業を実施しています。
- ◆平成25年度は、菅谷中学校区で実施している、おもちゃ図書館が月平均355人、玉ノ岡中学校区で実施している、嵐山若草保育園子育て支援センターが月平均153人の利用者がいました。
- ◆量の見込みは、ニーズ調査結果によるH27年度の量を設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人回)	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124
確保方策(人回、か所)	2,124 2 か所	2,124 2 か所	2,124 2 か所	2,124 2 か所	2,124 2 か所

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の地域子育て支援拠点（2 か所）で実施します。

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成 25 年度の実績は、妊婦届出件数 112 件に対し、健診件数が 104 件と受診率は 92.9%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、健診実績や各年の 0 歳児の人口推計を勘案し設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	86	83	77	74	70
確保方策	実施体制: 県の登録医療機関で実施 検査項目: ①基本的検査(問診ほか: 毎回) ②医学的検査(血液検査ほか: 適時) 実施時期: 通年実施				



（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成 25 年度の実績は、新生児数 96 人に対し、訪問件数は 94 件（97.9%）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計により設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	96	92	86	82	78
確保方策	実施体制:保健師 3 人、看護師 3 人 実施機関:健康いきいき課				

（５）－１ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成 25 年度の実績は、訪問件数は 16 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を勘案し設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	11	11	10	10	9
確保方策	実施体制:保健師 1 人 実施機関:こども課				

（５）－２ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

⇒ 事業の詳細については、P. 44 「③子育て支援のネットワークづくり」 参照

（6）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆本町での実施実績はありません。
- ◆ニーズ調査による利用意向は、年間延べ 10 人日以下となっています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保の内容	必要に応じて対応することとする。				

【確保の内容】

- ◆必要に応じて、近隣市町実施施設の情報提供などを行います。



(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆ファミリー・サポート・センターの利用対象児童は0歳～小学6年生までとなっており、平成25年度の実績は、利用会員数が118人、サポート会員数が34人、活動件数450回/年となっています。また、病児・緊急対応強化事業は、委託により実施し、平成25年度の実績は6件となっています。
- ◆ニーズ調査による小学校就学後のファミリー・サポート・センターの利用意向はありません。
- ◆量の見込みは、過去5年間の利用率22.9%を見込み設定しました。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		341	341	341	341	341
確保方策(人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	331	331	331	331	331
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	10	10	10	10	10
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	必要に応じて対応することとする。				

【確保の内容】

- ◆今後も事業の周知や会員数の増加を図り、ニーズに対応します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【量の見込みの算出根拠】

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

- ◆平成25年度の幼稚園の入園児数は70人で、幼稚園における預かり保育の年間の延

べ利用件数は、1,301件となっています。

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、1号及び2号合計の年間の延べ利用件数は約14,366件となっています。
- ◆1号による預かり保育の利用は、幼稚園・認定こども園の1号の量の見込み1,300人と設定します。

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

- ◆平成25年度の保育園で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は、年間の延べ利用件数約1,935件（保育園1,485件、ファミリー・サポート・センター450件）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、年間の延べ利用件数は約3,195件となっています。
- ◆一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、平成25年度の利用実績より、家庭で保育している児童（教育・保育施設を利用していない児童）に対し設定します。
- ◆子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）の一時預かりについては、平成25年度の利用実績からファミリー・サポート・センター全体の活動件数の5%程度の利用を量の見込みとして設定します。

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)	1号による利用	0	0	0	0	0
	2号による利用	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策(人日)	在園児対象型	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	20	20	20	20	20
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

【確保の内容】

- ◆在園児を対象とした幼稚園における預かり保育については、現在の公立幼稚園で実施する。
- ◆在園児対象型を除く一時預かり事業については、現状の私立保育園（1 か所、定員 12 名/日）で実施する。※開所日数 265 日計算

（9）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成 25 年度の利用実績は、年間の実利用人数が 1,248 人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は、30 人程度となっており、現在の利用よりも上回っている状況です。
- ◆量の見込みは、各園それぞれの最も多い利用実績を勘案し設定しました。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	21	21	21	21	21
確保の内容(人、か所)	21 4 か所	21 4 か所	21 4 か所	21 4 か所	21 4 か所

【量の見込みと確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の認可保育所数（4 か所）で実施します。

（10）病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆本町での病児保育事業の実施実績はありません。
- ◆病児・緊急対応強化事業は、委託により実施し、平成 25 年度の実績は 6 件となっています。

- ◆ニーズ調査による利用意向は、年間延べ200人日程度と、利用実績より大幅に多くなっています。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		10	10	10	10	10
確保方策(人日)	病児保育事業	必要に応じて対応することとする。				
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	10	10	10	10	10

【量の見込みと確保の内容】

- ◆必要に応じて、近隣市町実施施設の情報提供などを行います。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成25年度の放課後児童クラブの利用実績は、低学年が128人、高学年が52人、合計180人となっています。
- ◆ニーズ調査結果から、低学年、高学年ともにそれぞれ80人程度の利用意向となっています。
- ◆量の見込みは、過去5年間の利用率を、低学年は31.3%、高学年は11.6%として設定します。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み(人)	低学年	115	115	115	115	115
	高学年	51	51	51	51	51
	合計	166	166	166	166	166
②確保方策(人)		210	210	210	210	210

(参考) H26 年度定員：210 人

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の学童保育室数（4か所、定員210名）を維持することで受入れを確保します。

【小学校区毎の考え方】

学校区	か所数	定員
菅谷小学校区	2	100名
志賀小学校区	1	70名
七郷小学校区	1	40名
合計	4	210名

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要に応じ助成を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

必要に応じ実施を検討します。

第5章 次世代育成支援行動計画

※次世代育成支援行動計画の施策は、子ども・子育て支援事業と重複する分野があるため、それらは除きます。

1 基本目標と体系図

基本理念にもとづく基本目標を次の7つとします。

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子ども等の安全の確保
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進



次世代育成支援行動計画 体系図

1. 地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②保育サービスの充実
- ③子育て支援のネットワークづくり
- ④子どもの健全育成
- ⑤地域における人材育成

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ②「食育」の推進
- ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ④小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良質な住宅の確保
- ②良好な居住環境の確保
- ③安全な道路交通環境の整備

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立の推進
- ③男女共同参画の推進

6. 子ども等の安全の確保

- ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③子どもの権利擁護

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実

2 次世代育成支援行動計画の進捗状況

(1) 特定事業の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）における特定事業の進捗状況は以下の通りです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	3 歳児未満 115 人 3 歳児以上 151 人	3 歳児未満 85 人 3 歳児以上 169 人
②特定保育事業	0 か所	0 か所
③延長保育事業	4 か所 760 人	4 か所 1248 人
④夜間保育事業	0 か所	0 か所
⑤子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0 か所	0 か所
⑥休日保育事業	0 か所	0 か所
⑦病児・病後児保育事業	0 か所	0 か所
⑧放課後児童健全育成事業	4 か所 210 人	4 か所 210 人
⑨地域子育て支援拠点事業	2 か所	2 か所
⑩一時預かり事業	1 か所 265 日	1 か所 265 日
⑪子育て短期支援事業（ショートステイ）	0 か所	0 か所
⑫ファミリー・サポート・センター事業	0 か所	1 か所

※特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業。

3 施策の目標と施策の方向性

(1) 特定事業以外の主な事業の状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）においては、特定事業以外に基本目標に沿ったそれぞれの事業を推進しています。

計画実績については、平成25年度の実績を基にしています。

基本目標1 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

【事業一覧】

- ・放課後児童健全育成事業(※)
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）(※)
- ・子育て短期支援事業（トワイライト事業）(※)
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児時保育（施設型））(※)
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児時保育（派遣型））(※)
- ・一時預かり事業(※)
- ・特定保育事業(※)
- ・預かり保育事業(※)
- ・育児支援家庭訪問事業(※)
- ・ファミリー・サポート・センター事業(※)
- ・地域子育て支援センター事業(※)
- ・つどいの広場事業
- ・幼稚園等における教育相談・情報提供事業
- ・子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言
- ・幼稚園の預かり保育事業の活用(※)

(※)事業については「子ども・子育て支援事業」による

つどいの広場事業

担当課	こども課
事業内容	乳幼児(0歳から3歳)をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供できるよう、相談体制を充実し、地域での子育ての普及のための活動を実施します。
計画実績	町内の公共施設(北部交流センター、役場庁舎町民ホール、ふれあい交流センター等)を活用し、つどいの広場事業として、子育て広場「レピ」を定期的実施。
目標指数 (H31年度)	継続実施及び内容の充実に努めます。

幼稚園等における教育相談・情報提供事業

担当課	こども課
事業内容	幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、地域の幼児教育センターとして、その役割を果たすことができるよう、子育て相談や情報提供事業等の子育て支援策を計画します。
計画実績	町内幼稚園 公立1か所 幼稚園における教育相談・情報提供事業については未実施です。
目標指数 (H31年度)	公立幼稚園において、地域や家庭との連携による子育て相談や各種情報提供事業の実施に向けた検討を進めます。

子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言

担当課	こども課
事業内容	こども課を窓口とし、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を実施します。
計画実績	こども課を窓口とし、子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者支援の実施。
目標指数 (H31年度)	こども課を窓口とし、事業内容の充実に努めます。

② 保育サービスの充実

【事業一覧】

- ・通常保育(※)
- ・延長保育(※)
- ・障害児保育(※)
- ・保育士の研修(※)
- ・保育所待機児童の解消(※)
- ・家庭保育室設置促進事業(※)
- ・特定保育事業・一時預かり事業の活用(※)
- ・潜在的保育需要の把握(※)

(※)事業については「子ども・子育て支援事業」による

③ 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

同じ子育てで家庭との交流がなく子育てサービスやイベントの情報が入ってこないなど、嵐山町における子育て家庭の孤立を防がなければなりません。

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービス情報を効果的・効率的に提供するなどのネットワークづくりを推進します。

【事業一覧】

- ・子育て支援ネットワークづくり

子育て支援ネットワークづくり	
担当課	こども課
事業内容	子育て支援のネットワークを構成する行政、関係機関、子育て NPO、地域活動団体等が協働又は連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、地域全体での子育て支援の推進を図ります。
計画実績	要保護児童対策地域協議会の実務者を構成員とした嵐山町子育て支援ネットワークを設置。
目標指数 (H31 年度)	ネットワークの機能強化・連携強化を図ります。

④ 子どもの健全育成

【現状と課題】

遊ぶことは、子どもたちにとって大きな楽しみであり、遊びを通して新しい友だちができ、友だちとの遊びは仲間意識を育み、それが社会性の基礎ともなる重要なものです。

次世代育成支援行動計画の調査の中では、家の近くの遊び場について、「雨の日に子どもを遊ばせる事ができる場所が少ない」、「近くに公園や広場などの遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」などの意見があげられました。

子どもと保護者のために、身近な場所に安全で安心して遊べる場を提供します。設備を整備し、大人がそれを見守る体制づくりも検討します。

【事業一覧】

- ・ 児童館事業
- ・ 地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり
- ・ 子どもの体験活動の機会と場の拡大

児童館事業	
担当課	こども課
事業内容	児童館とは、児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設として、子どもに健全な遊びを提供して、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設です。地域児童の健全な発達を支援するための屋内外の地域活動の他、遠隔地でのキャンプなども行います。
計画実績	子育て支援の総合拠点として、既存の公共施設の有効活用により、つどいの広場事業や各種情報発信等の事業を実施することで、児童館事業の役割の補完を検討します。
目標指数 (H31 年度)	既存の公共施設等を活用した児童館事業の実施を検討します。

地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり

担当課	文化スポーツ課
事業内容	子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や家庭教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かで、たくましい子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した「放課後子ども教室」を開催しています。
計画実績	年間 55 回開催
目標指数 (H31 年度)	継続実施及び内容の充実に努めます。

子どもの体験活動の機会と場の確保

担当課	まちづくり整備課
事業内容	子どもたちが事故無く楽しく公園で遊べるよう安全管理に努めます。 遊具の点検(年 4 回)、遊具の修繕(必要に応じ)、遊具の整備(必要に応じ)、園内の除草(児童遊園地については、地元の区で対応する。)の実施。
計画実績	遊具設置公園 36 箇所、点検 年 4 回。都市公園の除草の実施。
目標指数 (H31 年度)	今後も子どもたちが安心して遊べる場所にしていくために定期的に公園内の遊具等の点検を行ないます。

⑤ 地域における人材育成**地域における人材育成**

担当課	こども課
事業内容	地域社会における子どもの健やかな成長・発達には、保育所等の保育サービスの充実とともに、地域の支え合いによる地域に根ざしたサービス提供のしくみづくりが必要です。子育てサークル活動や子育て広場での子育て支援活動をはじめ、民生・児童委員による相談活動など、ボランティアによるさまざまな子育て支援活動が展開されていますが、町民主体の活動をさらに広げていくためには、子育て・子育て支援についての学びの場を提供し、子育て支援のための人材育成を推進します。
計画実績	平成 27 年度からの新規事業
目標指数 (H31 年度)	子育て・子育て支援についての学びの場を提供します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【現状と課題】

妊娠中や出産後に母親が精神的に不安定になることがあります。次世代育成支援行動計画の調査の中では、ほぼ半数の母親が経験されています。妊娠中よりも出産後に起こりやすい傾向が見られます。そのような時期に必要なサービスとして、赤ちゃんの育児相談や子育て中の人との交流などがあげられています。

すべての家庭で親子が健康で明るく、元気に生活できるよう地域住民に必要な母子保健サービスを適切に提供するため、母子保健計画を見直し本計画に位置付けます。

【事業一覧】

- ・母子保健計画との関係
- ・一貫した母子保健システムの構築
- ・訪問指導
- ・乳幼児健康診査
- ・乳幼児相談・育児学級等
- ・育児グループ等との共同事業の実施
- ・療育相談・支援
- ・母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等
- ・予防接種
- ・必要な人材の確保
- ・知識の森 ブックスタート事業

母子保健計画との関係	
担当課	健康いきいき課
事業内容	次世代育成支援行動計画の母子保健関連部分に母子保健計画を組み込み継続実施します。
計画実績	次世代育成支援行動計画の中に組み込み実施しています。
目標指数 (H31年度)	次世代育成支援行動計画に組み込み実施します。

一貫した母子保健システムの構築

一貫カルテにおいては、出生時作成から妊娠届時作成に変更し、妊娠時の状況把握を徹底します。また、転入児については転入届出時に調査表にて転入以前の健診及び予防接種等の状況を把握し、今後の関わりに活かします。

コンピューターシステムによるデータ管理においては、妊婦健康診査のデータを追加して保健指導につなげ、さらに機能を充実していく必要があります。

担当課	健康いきいき課
事業内容	全出生児一貫カルテを作成し、出生時から就学前までの健康診査・相談の記録を管理している。また、コンピューターシステムにて全家庭のデータ管理も行っています。
計画実績	各種健診等のデータ入力を行いシステムの有効活用を図っている。 住民健診データ、母子保健データ、予防接種データ、健康教室データ
目標指数 (H31 年度)	一貫カルテ・コンピューターシステムの機能充実、有効活用。

乳幼児健康診査

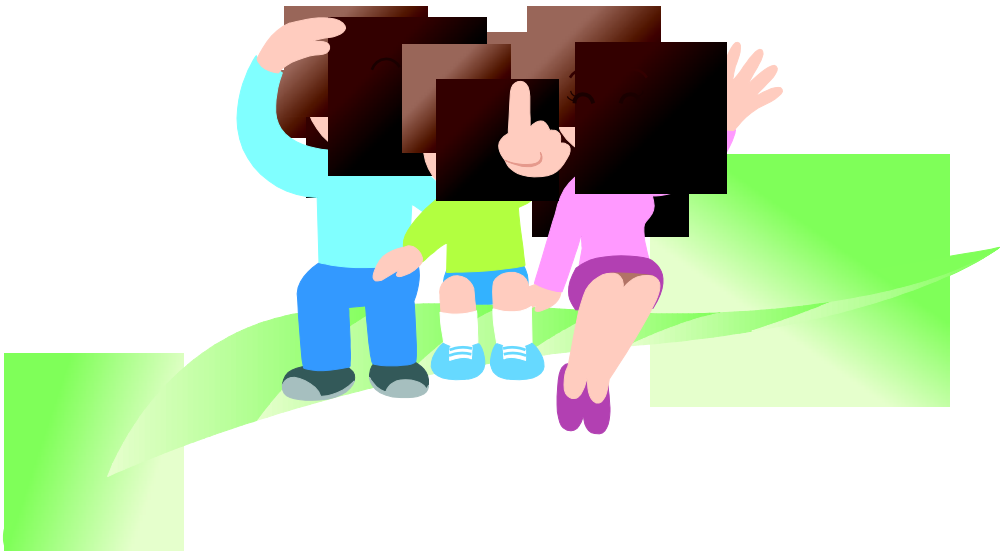
乳児健診: 出生届の際に必要な書類をファイルにまとめて「お誕生日セット」として配布し、その後の訪問、乳児健診、教室等を丁寧に説明しています。また、健診実施前に個別通知を実施しているため、3～4か月児健診、9～10か月児健診共に、受診率はほとんど9割を超えています。平成26年度からは、乳児健診待ち時間軽減のため、3～4か月児と9～10か月児の受付時間を分けて対応しています。

幼児健診: これまで3歳児健診は尿検査容器配布等のため、個別通知を実施していましたが、平成26年度より、1歳6か月児健診においても個別通知を実施することで、受診率の向上を目指しています。そのため、幼児健診においても、9割程度の受診率を推移しており、1歳6か月児健診においては、単語の数が増えていく時期ということもあり、平成25年度より言語聴覚士を配置して言葉の相談にあたっています。

すべての健診において、受診率の向上だけでなく、未受診者の把握に努めており、保育園・虐待部門の担当とも連携し、未把握者0を目標としています。

担当課	健康いきいき課
事業内容	乳児健康診査は①3～4か月児②9～10か月児、幼児健康診査は③1歳6か月児④3歳児を対象とし、それぞれ年間6回ずつ実施。スタッフは受付・問診・計測・内科診察・相談に配置される事務・保健師・看護師・医師・栄養士のほか、月齢に合わせた内容に応じて各健診内に以下のスタッフが配置される。 ①栄養士、補助者(離乳食試食) ②歯科衛生士(集団歯科教室)・栄養士(集団栄養教室 H15 度より) ③歯科医師(歯科検診)・歯科衛生士(個別歯科指導、フッ素塗布)・栄養士(集団栄養教室 H15 度より)、言語聴覚士(言語相談) ④歯科医師(歯科検診)・歯科衛生士(集団歯科教室、フッ素塗布)・栄養士、補助者(おやつ試食)
計画実績	3～4か月児健康診査{年6回(偶数月) 94人中88人 受診率93.6%} 9～10か月児健康診査{年6回(奇数月) 94人中91人 受診率96.8%} 1歳6か月児健康診査{年6回(奇数月) 114人中107人 受診率93.9%} 3歳児健康診査{年4回(偶数月) 78人中75人 受診率96.2%}

目標指数 (H31 年度)	未受診者の把握 100%を目指し、ケースに応じて個別フォローを実施。 各健康診査の実施回数は現状どおり、年間 6 回ずつ実施。 乳児健診の受診率を毎年 90%以上。 幼児健診の受診率を毎年 90%以上。
------------------	--



乳幼児相談・育児学級等

乳幼児相談:乳児、幼児共に相談の参加者は年間 300 人程度となっており、計測や相談を希望する者が多い状況が続いています。相談の場としてだけでなく、同じ時期のこどもをもつ母親同士の交流の場としても定着しているようです。また、乳幼児健診後のフォローの場とする機能もあり、適切な保健指導等を相談内で今後実施していくためには、従事者のマンパワー確保が必要といえます。

赤ちゃん教室:以前より3～4か月児健診時に離乳食の試食を実施し、離乳食開始から完了期までの説明を行ってきました。この試食の中で、「10 倍がゆ」や「おもゆ」などの説明を口頭で行っていましたが、母親自身、おかゆを作った経験が少なく、離乳食を作ることへの抵抗感が感じられました。また、乳児健診等場面において母親が乳児をどのように遊ばせたらいいのかわからない方が増えていました。こういった課題に対応するため、離乳食を開始する時期のお子さんとお母さんを対象とした赤ちゃん教室を平成 23 年度より実施しています。この教室では、離乳食の簡単な作り方を実際に体験してもらったり、ベビーマッサージや赤ちゃん体操を通して赤ちゃんとの接し方を実際に学んでもらっています。対象者の 7 割程度の方が参加してくれています。

プレママ・プレパパ教室:当初より内容の充実をはかってきていますが、妊娠期の就労者が増加したり、若い世代の女性(妊婦)が交流の場を求めていることも多く、参加者は低下の傾向にあります。今後は集団教育の場面だけでなく、個別への働きかけ等が必要になると考えられます。

歯科衛生:平成 23 年度より1歳6か月児健診と3歳児健診においてフッ素塗布を希望者に実施し、虫歯予防に力を入れています。

担当課	健康いきいき課
事業内容	乳幼児相談:年 18 回実施(乳児 12 回、幼児 6 回)。スタッフは受付・計測・相談に、事務・看護師・保健師・栄養士が配置される。歯科衛生士については年2回配置され、より専門的な相談ができるように対応しています。 赤ちゃん教室:平成 23 年度より3～4か月児健診を終了した時期のお子さんと親を対象に赤ちゃん教室を実施しており、離乳食の作り方や赤ちゃんとの接し方を学んでもらっています。周知・PR 方法として、赤ちゃん訪問の際に、3～4 か月児健診→赤ちゃん教室→乳児相談→9～10 か月児健診と継続したプログラムが実施されることを詳しく説明しています。 プレママ・プレパパ教室:年間3コース実施(1 コース 2 日間)し、父親も参加できるようにコース中、土曜日を設けている。また、教室の初回参加時にアンケートを回収し、参加者の疑問点等に教室の中で対応していけるよう取り組んでいます。 歯科衛生:乳幼児相談における「歯科相談(年 2 回)」、9～10 か月児健診・3 歳児健診における「集団衛生教育」、1 歳 6 か月児健診における「個別ブラッシング指導」を実施しています。

計画実績	乳幼児相談 年 18 回開催 就学前児対象 乳児相談を 12 回、幼児相談を 6 回開催 乳児 実 91 人延べ 329 人、幼児 実 132 人延べ 331 人 参加 計 18回開催 223 人延べ 660 人 父親母親学級 年 3 回開催(1 回 2～5日間) 母親 11 人(初妊婦の 19.5%)、父親 8 人(初妊婦の 19.5%)参加 延べ母親 28 人、延べ父親 11 人参加 離乳食教室 8～11 か月児対象(5 月、9 月、11 月、1 月、3 月 年 5 回開催) 参加者 51 人(26 組) 1 回あたりの参加者数 10.2 人(5.2 組) 1 歳 6 か月児健診(年 6 回奇数月) 虫歯ありの児:2.6% 1 人平均虫歯数:0.05 本 3 歳児健診(年 4 回偶数月) 虫歯ありの児:13.5% 1 人平均虫歯数:0.69 本 赤ちゃん教室 4～8 か月児対象(1 回 3 日間コース、年 6 回開催) 参加者 実 71 組、延べ 161 組 1 回あたりの参加組数 9.5 組 参加率 75.5%
目標指数 (H31 年度)	・「乳幼児相談」 継続実施 ・「赤ちゃん教室」 回数:年 6 回 1 回あたりの参加率:第 1 子について 8 割 ・「プレママ・プレパパ教室」回数:年クール(1 クール 2 日間) 人数:初妊婦の 50%(母親)、40%(父親) ・「1 歳 6 か月児健診」 虫歯ありの児:0% 一人平均虫歯数:0 本 ・「3 歳児健診」 虫歯ありの児:15% 一人平均虫歯数:0.5 本

育児グループ等との共同事業の実施

妊産婦から乳幼児を持つ母親が交流を目的として活動している育児グループ等との共同事業の実施。

担当課	健康いきいき課
事業内容	就学前までの子供を育てる者同士、地域で互いに支えあう仲間づくりを目的とした補助団体に「愛育グループくれよんキッズ」があります。全体集会、役員会、班活動、町事業の補助活動行っており、町は事務局として、会場の提供、企画運営の補助、町内への PR など活動を支援しています。 その他、補助団体以外では、町の父親母親学級をきっかけに発足した育児グループ「すてっぷ」への事業支援。
計画実績	・くれよんキッズ(愛育グループ)との事業実施 登録世帯 12 世帯 定例集会として健康増進センター利用状況 年 12 回 ・すてっぷ 健康増進センター利用状況 年 7 回
目標指数 (H31 年度)	育児グループ等との共同事業を推進します。

療育相談・支援

療育事業を展開する中で、発育発達の遅れは疾病・障害だけでなく、個人差の幅や育児環境なども一つの要因と考えられてきました。乳幼児健康診査等で早期に発見し支援することにより、児の発育発達を促すと共に家族の不安を軽減し、よりよい育児環境をつくることが期待されます。

この事業は母子保健の分野にとどまらず、関係機関との連携が重要となっています。諸手当や就学相談に関してはこども課と、外部の機関では、保育所・医療機関等と連携を図っています。今後は、幼稚園・学校(特別支援学校も含む)とも連携を図り、継続性のある支援を行う必要があると思われます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	・すくすく相談 心身の発育発達に遅れのある児に対して、言語聴覚士・理学療法士による相談指導を行い、児のよりよい成長発達を支援することを目的として実施。平成 20 年度は言葉の相談 12 回、運動機能の相談 12 回実施。 ・おやこ教室 就園前の、1 歳 6 か月から 2 歳 0 か月のお子さんを対象とした教室として平成 25 年度よりリニューアルして教室を実施している。小集団での遊びを通して児の発達を促すと共に、同様の悩みを持つ親同士の交流・専門スタッフの指導等により不安の軽減を図ることを目的としている。スタッフは、指導員、保健師、栄養士等。平成 20 年度は 23 回実施。
計画実績	おやこ教室 年 21 回実施 対象 27 人 親延べ 243 人 子延べ 262 人 合計 505 人 すくすく相談 発育発達に遅れのある児の言語、運動発達を促す助言を必要とする児 ことばの相談 年 12 回 延べ 45 人参加 運動機能の相談 年 12 回 延べ 33 人参加
目標指数 (H31 年度)	継続実施

母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等

母子健康手帳交付時に手帳の利用方法、妊婦健康診査の受け方を説明しています。また交付時には、体調・出産前後の生活状況(喫煙・飲酒を含む)等を把握し、ハイリスク者に対し早期から支援できるよう徹底することも必要です。しかしながら、平成18年度より交付窓口が庁舎に移動したことで、マンパワーの不足・十分な相談時間を確保できない状況にあり、短時間でも的確な情報提供や保健指導を実施することが求められています。

妊婦健康診査:平成20年度からは、各種検査とともに公費負担による健康診査回数が増やされました。今後も母子の健康増進・経済面の負担軽減にも貢献していきます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	母子健康手帳の交付:妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料となるものとして、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくものとして、妊娠の届出をした者に対して交付しています。 ・ 妊婦一般健康診査(計5回:平成20年度より3回追加されて実施) :初期に1回、中期に2回、後期に2回を医療機関委託で実施しています。 ・ HBs抗原、HCV抗体検査:初期にそれぞれ1回医療機関委託で実施しています。 ・ ヒト免疫不全ウイルス検査:1回医療機関委託で実施しています。 ・ 超音波検査:出産予定日において35歳以上である妊婦を対象に胎盤の付着部位、胎児の発育羊水量の診断を目的として、原則妊娠後期に1回医療機関委託で実施しています。 ・ 子宮頸がん検査:原則として初期に1回医療機関委託で実施しています。(平成20年度より追加)
計画実績	妊婦健康診査時に保健指導の有無を把握し実施 妊娠届出数:112件 妊婦健康診査受診状況(平成25年度) 妊婦一般健康診査 :1回目104件、2回目103件、3回目101件、4回目103件、5回目97件、6回目100件、7回目93件、8回目94件、9回目92件、10回目87件、11回目73件、12回目78件、13回目45件、14回目25件、延べ1,195件 子宮頸がん検査:103件 HTLV-1検査:104件 妊婦HIV抗体検査:104件 クラミジア検査:99件 超音波検査:359件 HBs検査:104件 B群溶血性連鎖球菌検査:87件 HCV検査:104件
目標指数 (H31年度)	母子健康手帳交付時や妊婦健康診査にて、保健指導を要する者を把握し、継続した保健指導を実施する。

予防接種

すべての予防接種が個別接種となり、全体的に接種率の低下がみられています。乳幼児期の予防接種に関しては、健診・相談等の機会に接種を促しているため、高い接種率を維持しています。

就園・就学時期の保護者は、就労等で医療機関に向く時間に制約があるため、接種率に影響している可能性が高い。

今後の対策としては、教育委員会や学校養護教諭との連携によって調整・把握し、案内していきます。また、未接種者には個別で通知をおこない、接種を促していきます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	感染症の発生を予防する目的で実施。 乳幼児の予防接種は、定期接種について、埼玉県予防接種相互乗り入れに参加し、県内の契約医療機関において通年個別を実施している。 日本脳炎は、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれを対象に特例接種を実施している。 学童の予防接種は、小学6年生の2種混合予防接種で、個別接種で実施している。 麻しん風しんは、5年間の時限措置が終了し、Ⅰ期(1歳児)Ⅱ期(就学前)で実施している。
計画実績	接種状況 ・Hib(1～4回接種:対象者95人 接種者89人 接種率93.7%) ・小児用肺炎球菌(1～4回接種:対象者95人 接種者89人 接種率93.7%) ・不活化ポリオ、3種混合 100% または 4種混合 100% (初回接種3回:対象者92人 接種者85人 接種率92.4%) (追加接種1回:対象者122人 接種者97人 接種率79.5%) ・BCG(1回接種:対象者92人、接種者79人、接種率85.9%) ・麻しん風しんⅠ期(1回接種:対象者110人、接種者91人、接種率82.7%) ・麻しん風しんⅡ期(1回接種:対象者117人、接種者112人、接種率95.7%) ・2種混合(1回接種:対象者159人、接種者129人、接種率81.1%) ・日本脳炎(初回接種2回:対象者111人、接種者73人、接種率65.8%) (追加接種1回:対象者127人、接種者55人、接種率42.3%)
目標指数 (H31年度)	(標準的な接種年齢内での目標接種率) ・Hib 100% ・小児用肺炎球菌 100% ・不活化ポリオ、3種混合 100% または 4種混合 100% ・BCG 100% ・麻しん風しんⅠ期 100% ・麻しん風しんⅡ期 100% ・2種混合 100% ・日本脳炎 100% (未接種者の把握) 1 就学時健診 調査票による把握・案内 平成16年度～ 2 転入者の接種状況把握 平成16・17年度～ 3 乳幼児健診、乳幼児相談等で接種状況を把握し、未接種者へ勧奨を行う。

必要な人材の確保

母子保健事業を通して、養育者の育児不安・負担の軽減に努めていますが、今後は、保健事業を利用しない養育者の状況も把握し、必要に応じて支援していく必要があります。しかしながら、母子保健事業に専従で携わる保健師はおらず、全体で3人という現状にあります。保健師の確保を急ぐと共に、早期に実施される産婦・新生児訪問を実施して相談しやすい関係を構築し、乳幼児健康診査の未受診者へ働きかけていく必要があります。

担当課	健康いきいき課
事業内容	訪問指導・健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通して、養育者の育児不安・負担の軽減に努める。
計画実績	・保健師6名 管理栄養士1名 乳幼児健診・相談日について必要に応じて在宅保健師、看護師の雇い上げで対応
目標指数 (H31年度)	保健師必要数 母子保健1.74人+老人保健6.12人=7.86人(精神保健は含まず) (町職員7人、雇上0.86人) 栄養士必要数 母子保健0.64人+老人保健2.54人=3.18人(精神保健は含まず) (町職員3人、雇上0.18人)

知識の森 童ごこち事業(旧ブックスタート事業)

赤ちゃんは、テレビのような一方的な情報の氾濫でなく、最も信頼する保護者の声、動作を見聞きすることで、生活に必要な言語を獲得し、思考し、意思を言葉で表現することへと結びつけていくといわれています。言葉で感情を表現できるということは、成長の過程で無為な暴力を使うことなく、怒りや悲しみを表せることへと発展し、ひいてはキレる子どもを減らすことにつながると考えられます。また、核家族化が進み、保護者の育児ノイローゼや虐待が増える中、少ない時間でも絵本に触れ、赤ちゃんや保護者に心の温まるやさしい時間を過ごしてもらうことは、双方に大きな効果を期待できると考えられます。

さらに、将来のよき図書館利用者育成も視野に入れ、乳幼児サービスの活性化を図ります。

担当課	文化スポーツ課
事業内容	赤ちゃんや保護者が絵本を通して、あたたかく楽しい時間を過ごすことを提案、支援します。 嵐山町在住の乳児を対象とし、3・4 か月健診の場で、保護者への説明、赤ちゃんへの読み聞かせを実施します。 きっかけ作りとして絵本2冊、図書館オリジナルバック、赤ちゃん向け絵本リスト等を給付する。
計画実績	3～4 ヶ月健診時(年6回)に保護者への趣旨説明、赤ちゃんへの読み聞かせの実施。絵本、図書館バッグ、赤ちゃん絵本など無料配布。健診欠席者へは引換券(はがき)を送付し、図書館へ取りに来てもらう。 対象者 96人 体験者 86人 体験率 90%
目標指数 (H31年度)	今後も同様の機会を創り出していくとともに、現状を維持し実施します。

② 「食育」の推進

【現状と課題】

乳幼児や児童を子育て中の保護者にとって、子どもの健康は大きな関心事です。朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題は、幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が定着していないことに起因することが考えられています。

次世代育成支援行動計画の調査によると、離乳食の時期を除くほとんどの子どもが毎日朝食をとっています。

【事業一覧】

- ・ 埼玉の食文化の伝承
- ・ 妊娠期からの食育の推進
- ・ 食育の推進について

埼玉の食文化の伝承

地域の食材を地域で消費することを目指していますが、ハウス栽培ではないので旬のものは旬の時期に取り入れるため収穫時期が短期間であり、安定的な供給が困難となっています。小児期における肥満の増加や思春期やせの発現、幼児期からの朝食の欠食孤食など食生活や食習慣の乱れが与える問題は、こどもの心身の健康的な発育・発達に影響を与えていると考えられます。

このため、子どもが暮らす環境において、「食」に関わる、家庭、生産者、保育、教育機関、行政が連携した取組が必要です。特に体験を通じた学習の機会や、親子・世代間の交流から「食」を学ぶことも必要です。規則正しい生活を送り、健やかな体を作るため、規則正しい食生活が身に付くよう啓蒙活動を推進します。

担当課	こども課
事業内容	おいしく楽しく、栄養バランスのとれた食生活の実現と、地域産物を十分に活用しつつ、安心できる食環境の実現を目指すとともに、埼玉らしい食生活を次世代に伝えていきます。
計画実績	食に関する問題は、家庭が中心となって担うものでありますが、核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化などにより、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきています。このような状況下において学校の役割が重要となっています。 食事の重要性、食事の喜び、楽しさなど、食に関する指導は学校給食を中心として実施されています。特に年間を通じて新鮮で安全な地元の農産物(米・野菜)を活用しており、毎年11月の彩の国学校給食月間はもとより、けんちん汁、すいとん、及びほうとうなどの郷土食の伝承教育もおこなわれています。また、総合的な学習の時間に、農業体験による米作りをしてその生産物を学校給食に取り入れ、生産収穫の喜びも実体験をまじえて味わえる仕組みになっています。

	① 地元農産物の活用実績 <table><tr><th>品 目</th><th>年間使用量</th><th>うち地元産</th><th>%</th></tr><tr><td>米</td><td>13,836.1 kg</td><td>13,836.1 kg</td><td>100.0</td></tr><tr><td>野 菜</td><td>25,527.0 kg</td><td>5,866.0 kg</td><td>23.0</td></tr></table> ② 農業体験(田植え・稲刈り) 小学校 5 年生 150 名	品 目	年間使用量	うち地元産	%	米	13,836.1 kg	13,836.1 kg	100.0	野 菜	25,527.0 kg	5,866.0 kg	23.0
品 目	年間使用量	うち地元産	%										
米	13,836.1 kg	13,836.1 kg	100.0										
野 菜	25,527.0 kg	5,866.0 kg	23.0										
目標指数 (H31 年度)	体験的な学習、健康教育の充実。 児童生徒1人1人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。 楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成し、社会性を涵養すること。												

妊娠期からの食育の推進

妊娠期の食育の推進については、妊娠が今までの食生活を見直す契機になること、さらに乳幼児期の食生活は養育者の影響を大きく受けていることから、生活リズムを含めたバランスのよい食生活について、働きかけを行う必要があるといえます。

体重管理や貧血など身体的なものに加えて朝食を摂取しない、食事をあまり作らないなど、生活面での問題も多様化してきています。

母子健康手帳交付時を活用し、妊娠中に必要な食生活の情報提供を行っていく必要があります。

担当課	健康いきいき課
事業内容	母子健康手帳交付時に朝食に関するアンケートを実施し、朝食摂取状況等、実態把握を行っています。その結果等をふまえながら、「マタニティセット」に栄養のワンポイントアドバイス、レシピを掲載し、配布しています。
計画実績	父親母親学級の開催 2～5日間で3回開催(6、10、2月) 実人数母11人、父8人参加 個別栄養相談数6人(実施率19.0%:初妊婦に占める割合) 朝食を毎日食べる人の割合 75.5%
目標指数 (H31年度)	1. 主食とおかず(主菜と副菜または具の多い汁物)のそろった食事の大切さを普及します。 2. 妊婦やその配偶者に対して、生活リズムの重要性を普及します。 3. 朝食を食べない人をなくします。

食育の推進について

食育の推進については、子どものころから将来にわたって健康な生活を送るための「食を営む力」を育てること、また食物の生産や流通、食の情報提供など食環境の整備を行う必要があると考えられます。

乳幼児期においても朝食を食べない、起床・就寝時間が遅いなどの生活リズムの乱れがみられています。

今後も引き続き、健診・相談・教室等を通して望ましい食習慣が形成されるよう働きかけを行っていくとともに、特に生活リズムが確立されていく離乳期から幼児期にかけて、健診時の集団栄養教室・個別相談の充実を図ります。

親子クッキングについては、作る楽しさを体験することで食べることへの関心を持ち、食べ物の働きや料理の組み合わせを学ぶ場となっています。

食べることは家庭だけではなく、保育所、幼稚園、学校、地域など様々な環境の中で行われています。今後はこのような機関と連携し、食育の推進をしていく必要があるといえます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	妊娠期より食育の推進として母子健康手帳交付時に資料やレシピを配布。 乳幼児期においては各月齢の発育・発達に応じた目標を設定し、体系づくりを行っています。出生時に果汁の与え方についてのリーフレットを配布。地域活動栄養士を活用し、すべての健診で集団栄養教育、個別栄養相談を実施しています。 小学生とその保護者を対象に親子クッキングを年1回実施、地域活動栄養士を加え、エプロンシアター等の健康教育を実施、調理の仕方(包丁の使い方、ガスのつけかた・消しかた、など)について体験を通して学んでいます。 健診時に乳児期の養育者と幼児の食生活に関するアンケート調査を実施。
計画実績	ヘルスアップクッキング講座 13 回開催 延べ 253 人うち保健推進員 90 人 親子クッキング講座 2 回開催(7、11 月)延べ親 23 人、子供 41 人参加 父親母親学級 5 日間で 3 回開催(6、10、2 月)延べ母親 85 人父親 25 人 赤ちゃん教室 17 回開催 延べ 161 組 離乳食教室 5 回開催 参加者 51 人 3～4 か月児健診時離乳食教室 年 6 回 88 人参加 9～10 か月児健診時栄養教室 年 6 回 82 人参加 1 歳 6 か月児健診時栄養教室 年 6 回 107 人参加 3 歳児健診時おやつ教室において実施 年 6 回 71 人参加 朝食を毎日食べる 3 歳児の割合 88.3%

目標指数 (H31 年度)	1. 朝食を毎日食べる3歳児を増やします。 2. 主食とおかず(主菜と副菜または具の多い汁物)のそろった朝食を食べる3歳児を増やします。 3. 決まった時間に食べる子どもを増やします。 4. 食事が楽しい子どもを増やします。 目標値: 朝食を毎日食べる3歳児の割合 95% 主食とおかずのそろった朝食を食べる3歳児の割合 40% 5. 親子クッキングの開催 年2回、1回あたりの参加者数:30人(15組)
------------------	--

埼玉の食文化の伝承

埼玉の食文化の伝承については、栄養ではなく「食」としての視点から、地域産物を含めた食物の流通、食事のプロセスについて学ぶこと、それにより、子どもたち自身の食を営む力を育てることが必要だと考えられます。今後も広報誌などを通じて、嵐山町の食文化を伝えるとともに食への関心を高めるための普及啓発を行います。

食文化の伝承を地域ぐるみで取り組んでいくためには、食育の推進と同様、味の会のようなボランティアグループや各機関(保育所、幼稚園、学校、地域)との連携が必要であると考えられます。より多くの人に周知できること、地域農産物の消費にもつながることから、JA 埼玉中央嵐山直売所にて「嵐山の味メニュー」の料理カードを配布しています。直売所は町外・県外からの利用者も多く、広く普及することが期待できます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	広報誌に隔月で「嵐山の味メニュー」を掲載。嵐山町味の会の協力により、郷土食や行事食、地域の農産物を利用したメニューを紹介しています。料理カードにしたものを JA 埼玉中央嵐山農産物直売所にて配布。
計画実績	「嵐山の味メニュー」を広報誌に年6回掲載。料理カード配布数 1,270 枚
目標指数 (H31 年度)	広報誌への掲載 年6回

埼玉の食文化の伝承

今後、町として取り組む農業生産の方向性については、直売所向け野菜の作付け強化と生産履歴の分かる生産、減農薬減化学肥料栽培の農産物コーナーを設け内容の充実と、消費者に生産者の顔が見える安心安全農作物の生産・供給体制の整備を通じ、身土不二の活動をより一層充実して展開していきます。また遊休農地等を利用して、都市住民の人たちが農業者とふれあい自ら農産物の生産に取り組めるような農園作りと観光農園の整備を図ります。

担当課	環境農政課・こども課
事業内容	おいしく楽しく、栄養バランスのとれた食生活の実現と、地域産物を十分に活用しつつ、安心できる食環境の実現を目指すとともに、埼玉らしい食生活を次世代に伝えていくことを図ります。 減農薬・減化学肥料栽培による特別栽培農産物の生産。安全・安心で生産者の顔の見える農産物を農産物直売所や学校給食を通じて提供・供給いたします。 また、小学5年生を対象とした農業体験学習を通じて、農業とは日常生活していくために必要不可欠な食料の生産を担う極めて重要な産業であることを再認識してもらうため、農業体験学習の実施をします。
計画実績	特別栽培農産物 26 件 小学校 3 校(5 年生 156 名)における農業体験学習(田植え、稲刈り) 市民農園、観光農園の利用の推進 直売所売上 283,506,000 円(H26.3 月末) 学校給食への野菜の供給 12 品目 町学校ファーム推進協議会設置(H22 年度) 町内小中学校学校ファーム開設(小学校 3 校・中学校2校)
目標指数 (H31 年度)	特別栽培農産物 20 件 小学校(5年生)における農業体験学習 市民農園、観光農園の利用の推進 直売所売上 320,000 千円 学校給食への野菜の供給 15品目

③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実**【現状と課題】**

現在、性教育については、小・中学校においてカリキュラムを組み段階的な教育を行っています。また、喫煙については、中学生を対象に本人への健康被害だけではなく、受動喫煙による周囲への健康影響についても教育・啓蒙を行っています。

思春期は心身両面の成長が完成に向かう時期であるとともに将来への不安などにも敏感になる時期であることを踏まえて相談事業の充実も図ります。

【 事業一覧 】

- ・ 地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施
- ・ 喫煙対策
- ・ 子どもと心の健康支援

地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施

学校における性教育・防煙教育など健康教育の実態を把握し、地域保健と学校保健の連携システムや役割分担などについて検討いたします。

担当課	こども課・健康いきいき課
事業内容	保健所、教育委員会と連携し、思春期の子どもたちの性教育、喫煙防止教育等の健康教育の実施。 ・性教育に関しては、性教育全体計画、年間指導計画を立て、主に理科、保健、道徳、学級活動(特別活動)の時間に指導します。 ・学校保健委員会の時に、学校薬剤師から薬物乱用防止教育・防煙教育に関する指導を受けます。 ・小中学校とも、学校薬剤師等の外部指導者を招いて薬物乱用防止、喫煙防止についての授業を行います。
計画実績	薬物乱用防止教室、飲酒・喫煙防止教室の実施 小中学校とも、学校薬剤師や保護司を外部指導者として招き、授業を行った。授業の様子を便り等で家庭にも知らせ、家庭へも啓発を図っています。 教育課程における性教育の適切な位置づけ 全体計画、年間指導計画により組織的・計画的な実施がなされています。
目標指数 (H31 年度)	思春期の子ども達の性教育、防煙教育等の健康教育に係る施策を実施します。



喫煙対策

喫煙は、3大生活習慣病「がん、脳卒中、心疾患」のリスクファクターであり、禁煙すればこうした疾病のリスクが減ることが明らかになっています。しかしながら、未成年で喫煙を開始すると、成人になってから喫煙を開始した場合に比較して、肺がんなどにかかるリスクが高まり、かつ禁煙しにくくなると言われています。さらに、受動喫煙が及ぼす健康影響について、公共の場での対策は法律に基づき進みつつありますが、家庭における受動喫煙による子どもや妊婦への健康影響が懸念されています。

以上の理由から、思春期保健対策として、未成年、特に若い女性への喫煙防止教育を推進し、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響について、広く啓発していく必要があります。

担当課	こども課・健康いきいき課
事業内容	未成年や妊産婦の喫煙・受動喫煙による健康影響を防止するために必要な施策を講じ実施します。 小・中学校の取り組み 授業の一環としての喫煙防止教室の実施
計画実績	学校建物内での喫煙が禁止 小・中学校では、年間指導計画通りに授業を実施しました。
目標指数 (H31年度)	継続して実施します。

④ 小児医療の充実**【現状と課題】**

次世代育成支援行動計画の調査によると、ほぼ9割の保護者が子どものかかりつけの医者がある、と答えています。また、7割弱の方が休日や夜間の子どもの発病の際に受診できる医療機関を知っている、と答えています。現在、本町には小児専門診療所が1か所、小児標榜診療所が2か所ありますが、緊急時や休日の対応など、保護者のニーズにさらに応えられるような体制の整備は必要であると思われます。

小児救急医療体制の整備は、安心して子どもを生み健やかに育てるための重要な子育てサービスであるという認識のもと、関係機関と連携し、早期実現に向け検討を進めます。

【事業一覧】

- ・小児医療の充実
- ・乳幼児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進

小児医療の充実

かかりつけ医を持つことは、日常の健康管理のアドバイスをもらえるだけでなく、普段から把握されている家族員の緊急時には素早い対応や、適切な医療への紹介も可能となります。予防接種の個別接種医療機関との連携で全ての方がかかりつけ医を持つよう指導をおこない、疾病の早期発見、受診・治療体制の確保を支援しています。平成16年度以降、下記の救急医療体制が開始されましたが、限定された時間内での体制となっている現状です。休日昼夜を問わず必要かつ適切な医療を受けることができるように、近隣の市町村や比企医師会、県と連携して体制の充実・強化を図っていく必要があります。

歯科診療所においては、口腔衛生を推進するうえでも健診時の指導とあわせて推進を行い、近隣の市町村や比企歯科医師会と連携し、現在の休日歯科診療所の体制を含めた歯科診療体制の確立が必要と思われます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	初期救急：休日夜間急患診療所（東松山医師会病院）……平日夜間、休日 こども夜間救急センター（東松山医師会病院）…平日夜間 在宅当番医制（比企医師会）……………休日昼間 休日歯科診療所（比企歯科医師会）……………休日午前 小児救急電話相談（埼玉県）……………平日夜間、休日 第2次救急：比企管内において、6箇所医療機関が輪番制で実施しています。
計画実績	小児専門診療所 1 か所 小児標榜診療所 2 か所 内科標榜診療所 4 か所 歯科診療所 7 か所 かかりつけ医のある方 83.9%（平成20年度調査より） こども夜間救急センター（東松山医師会病院）…49件、電話相談 327件
目標指数 （H31年度）	かかりつけ医のある方 90% 休日昼夜を問わずに受療できる体制を、医師会と協議後速やかに整備していきます。

乳幼児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進

子育て家庭等における経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、乳幼児及び児童、ひとり親家庭等又は重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業です。

担当課	こども課・健康いきいき課
事業内容	子育て家庭等における経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、乳幼児及び児童、ひとり親家庭等又は重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業を実施。 医療費支給事業を継続して実施します。
計画実績	・こども医療支給事業（中学校3年生まで） 登録者 1,955人（就学前 672人 小1～中3 1,283人） ・ひとり親家庭等医療費支給事業 登録者 父母 169人、児童 260人 ・重度心身障害者（児）医療費支給事業 登録者 481人
目標指数 （H31年度）	乳幼児及び児童の医療費支給事業は、現物給付（窓口払いの廃止）の実施に向け準備します。 ひとり親家庭等、重度心身障害者（児）は、継続して実施します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

【現状と課題】

子どもは将来の地域社会を担う人材です。豊かな心を持ち自立した大人になるために家庭内のしつけや教育だけでなく地域の教育環境整備などの支援が必要です。

保護者の4割弱は、家庭では子どもに命の大切さを教えるための工夫をされています。

子どもたちに将来このまちで育ってよかったと思われるような体験の機会を提供します。

【事業一覧】

- ・子どもの体験活動の機会と場の拡大

子どもの体験活動の機会と場の拡大	
担当課	環境農政課・こども課
事業内容	自然豊かなまちづくりと自然保護思想の啓蒙、多様な生物の生息環境の保全に寄与します。 ホタル自然観察会(7月実施)、オオムラサキ親子自然観察会(7月実施)、オオムラサキ越冬幼虫調査(12月実施)、等の体験・学習機会の提供
計画実績	・ホタル自然観察会 NPO 自然の会・オオムラサキの主催で町が後援。年1回実施。 合計51人参加。 ・オオムラサキの親子自然観察会 NPO 自然の会・オオムラサキの主催で町が後援。年1回実施。合計23人参加。 ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校(菅谷小3年、志賀小3年、七郷小3年)の3校が主体で、町並びにNPO 自然の会・オオムラサキが協力して実施。各校1回。合計145人の児童が参加。
目標指数 (H31年度)	NPO 自然の会・オオムラサキのボランティア活動を推進し、同会が主体となって実施、または支援活動を行う次の自然観察会等のサポートをしてゆきます。 ・ホタル自然観察会 年1回実施(一般参加者が対象) ・オオムラサキ親子自然観察会 年1回実施(一般参加者が対象) ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校3校 各年1回 (3年生の学年児童全員が対象) また、観察会等の現場となるオオムラサキの森や蝶の里公園、ホタルの里などにおける生物の生息環境の整備を計画的に実施し、維持・管理することで、参加者の観察機会が増えるよう努めます。

	・オオムラサキの森・蝶の里公園の雑木林について、伐採による萌芽更新作業 年1回 ・雑木林の下草刈り、観察路の除草作業 必要に応じて年3～5回程度 ・蝶の蜜源となる花苗の植栽 年1回
--	--

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

学校などの教育機関では、地域に根ざした特色のある教育が提供できることを課題として取り組んで行きます。次代の担い手である子どもが、すくすくと個性豊かに成長し現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園・保育所と小学校との連携の推進、信頼される学校づくりなどの取組みを推進します。

幼稚園、保育所、小学校、中学校の垣根を取り払い、連携することで地域の幼児・児童教育の向上を図ります。

【事業一覧】

- ・ 道徳教育の推進
- ・ 健康教育の推進
- ・ 幼稚園や保育所と小学校との連携



道徳教育の推進

児童生徒に規律ある態度、豊かな心を育成するためには、学校における道徳教育の充実とともに、学校・家庭・地域において一貫した指導がなされることが重要です。

学校が道徳の授業公開や道徳に関する説明を保護者や地域の方々へ積極的に行い、理解と協力を求めて、一体となった道徳教育の一層の充実を図ります。

担当課	こども課
事業内容	「規律ある態度」達成目標を基に、学校、家庭を含めた県民が一体となって、一貫した取り組みを展開する。 また、家庭や地域の方々に学校の道徳教育の理解を積極的に促し、内容の共有化を進め、地域ぐるみの道徳教育を展開する。 ・道徳の全体計画の作成と有効活用 ・副読本や心のノートの有効活用と指導資料の開発 ・道徳の時間の授業時数の確保 ・教育に関する3つの達成目標に示された「規律ある態度」についての教育課程への位置づけ ・学校と家庭、地域社会との連携 (学校だよりの配付、道徳の授業公開等の中で協力を依頼し連携をとっている。)
計画実績	学校授業で実施
目標指数 (H31 年度)	身に付いた道徳性や規律ある態度などが実際に生きてはたらくように、実践力を高める教育を推進します。

健康教育の推進

児童生徒の心身の健康問題解決のために、実状に即した研修会を開催するなど、健康相談活動の充実を図ります。また、児童生徒の心身の健康問題解決のために、学校内における組織的な対応や学校外の関係機関等との連携に努めます。

担当課	こども課
事業内容	各学校のニーズを踏まえ、市町村において、健康相談活動(児童生徒の心身の健康を心と体の両面から支援する)の充実を図る。 各学校においては、養護教諭が中心となり、児童生徒の心と体への両面から対応する健康相談活動を実施しています。又、県では、県内全養護教諭を対象とした健康相談活動研修会を実施し、講義や演習を通して、理解を深めています。
計画実績	各学校で実施
目標指数 (H31 年度)	よりよい生活習慣作りのため、学校、家庭、地域社会がより一層連携を深め、「自ら課題をもち自分らしさを出して、主体的に生きようとする児童生徒」を育てる教育を実践します。

幼稚園や保育所と小学校との連携

担当課	こども課
事業内容	幼稚園の教育と保育所の保育が連携することによって、相互にその質を高め、就学前児童の保育・教育の向上を図っていきます。相互理解を深め、連携事業及び合同研修等の検討を進めます。 幼稚園余裕教室の転用に限定せず、広く幼・保連携を図ります。研修や合同活動(合同保育)など幼稚園と保育所の連携施策を計画します。 幼稚園及び保育所は、子育て支援施設として、極めて重要な役割を果たしています。 就学相談及び学校教育相談の充実。 幼児教育研究協議会での幼稚園、保育所、小学校との連絡調整。
計画実績	・嵐山町幼児教育研究協議会の開催 ・就学相談及び学校教育相談の実施(毎週金曜日) ・小学校と町内幼稚園、保育園との交流 - 小学校1年生の授業参観、情報交換会 - 年長児の保育参観、情報交換会(町内幼稚園1園、保育園4園、2.3月中に実施)
目標指数 (H31年度)	幼・保連携のあり方、研修や合同活動などの実施について検討します。



③ 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもたちが地域社会の中で共通の目標に向かって自ら学び工夫し、主体的に判断するなどの活動を通して豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、問題解決能力やたくましく生きる力を育くめるように支援します。

また、家庭内での喫煙や飲酒の影響についての啓蒙を推進します。

【事業一覧】

- ・妊産婦の喫煙・飲酒防止対策
- ・緑の少年団活動の推進

妊産婦の喫煙・飲酒防止対策

担当課	健康いきいき課
事業内容	平成 26 年より、母子手帳と妊娠期の栄養や生活に関するリーフレット、今後の流れなどをセットしたマタニティセット配布時に保健師による面接を実施しています。それにより、個々に合わせた保健指導がより可能になりました。引き続き、プレママ・プレパパ教室以外でも個々に合わせた指導を目指します。プレママ・プレパパ教室にて妊婦の喫煙・家族の喫煙による受動喫煙及び妊婦の飲酒による健康影響について啓発している。また、母子手帳交付時の面接にて必要時対応を行っています。
計画実績	年 3 回、プレママ・プレパパ教室において実施。
目標指数 (H31 年度)	年 3 回以上の実施。

緑の少年団活動の推進

担当課	環境農政課
事業内容	自然の中で様々な体験活動を行い、その中で自ら判断できる能力、協働で取り組むことの大切さを養う機会を提供できる、緑の少年団活動の推進に努めます。 町内の小学生とその関係者、指導者により活動する緑の少年団に対し、その活動の場の提供に努めます。
計画実績	年間を通して、町有地の自然保護地での活動を実施。
目標指数 (H31 年度)	現在活動している緑の少年団に対し、活動の場を引き続き提供し、その活動内容の PR、補助金の交付等を実施。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

次世代育成支援行動計画の調査によると、保護者の6割弱は子どもたちが見ているテレビ・ビデオ・ゲームなどの残虐性や暴力描写について多少とも気になるとされています。

【事業一覧】

- ・受動喫煙防止対策の推進
- ・メディア・リテラシーの育成

受動喫煙防止対策の推進

担当課	施設管理関係部署
事業内容	妊産婦の（受動）喫煙による本人及び胎児・乳幼児への健康影響を防止するために必要な喫煙対策を推進します。
計画実績	役場庁舎、健康増進センターをはじめとする町内の公共施設において、終日禁煙としています。
目標指数 (H31年度)	継続実施

メディア・リテラシーの育成

担当課	こども課
事業内容	情報化社会が進展する中、性表現や暴力、残虐表現など青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害情報も数多く存在し、その影響が懸念されることから、メディア・リテラシーの育成、特にメディアを主体的に理解し、判断する能力を育成します。
計画実績	家庭および学校等における情報教育について啓蒙。
目標指数 (H31年度)	継続実施

メディア・リテラシーの育成

担当課	文化スポーツ課
事業内容	メディアが更に進化、多用化する現代においては、メディア・リテラシーの育成は急務かつ重要です。今後も様々な事業機会で、メディア・リテラシーの観点を取り入れつつ、青少年への健全な理解と育成を推進します。
計画実績	継続実施
目標指数 (H31 年度)	継続実施



基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質の住宅の確保

【現状と課題】

家庭は、子どもが保護者の温かい目に見守られ健やかに育つ生活基盤であり、住宅環境は豊かな生活の重要な要素のひとつです。町は引き続き現在施工中の土地区画整理事業の早期完成を目指し、住宅地の拡大を図るとともに情報提供を行い、良質な住宅の確保の推進を図ります。

【事業一覧】

- ・ 良質な住宅の確保

良質な住宅の確保	
担当課	企業支援課・まちづくり整備課
事業内容	子育て家庭の支援を推進するため、優良な賃貸住宅の整備状況に係る情報提供や子育て世帯の入居選考に係る優先的取扱などの検討。 県によるバリアフリー・環境共生住宅、県産木材活用住宅、耐震改修事業の彩の国の家住まいるローン制度の活用。 土地区画整理事業の推進。
計画実績	広報活動を実施。平沢・東原土地区画整理事業の実施。
目標指数 (H31 年度)	継続実施

② 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

子育て環境として居住環境は欠くことができない条件のひとつであることから、今後も引き続き県営住宅の情報を提供します。

【事業一覧】

- ・ 良好な住環境の確保
- ・ 都市公園・児童遊園の維持管理

良好な居住環境の確保

担当課	企業支援課
事業内容	子育て家庭が施設入居時に安心して入居できるよう、施設に関する情報提供等を積極的に行います。 公営住宅については、町内には2か所の県営住宅はあるが、町営住宅はない。町営住宅を建築することは、民間のアパートを経営する住民との関係から、設置の予定はありません。
計画実績	情報提供の実施
目標指数 (H31 年度)	情報提供を継続

都市公園・児童遊園の維持管理

担当課	まちづくり整備課
事業内容	都市公園施設(休憩施設、休養施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設)、児童遊園施設の維持管理。 これからの公園は、防災公園としての災害応急対策に必要な施設と身近な憩いの場としての公園で、幼児から年配者に優しく利用できるバリアフリー化、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公園の維持管理を進めています。
計画実績	都市公園 21 か所 児童公園 30 か所
目標指数 (H31 年度)	画一的な公園管理でなく、特色のある地域にあった地域住民の要望を取り入れた公園管理を目指します。(1 公園 1 特色)

③ 安全な道路交通環境の整備**【現状と課題】**

就学前児童の保護者の約5割以上が、子どもの安全を守るために重要と思われることとして、歩行者や自転車のための交通安全施設の整備があげられています。

【事業一覧】

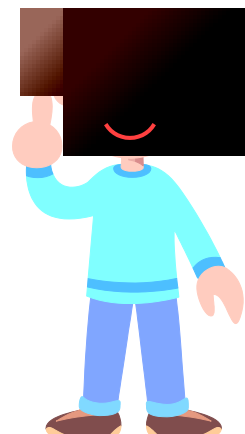
- ・ あんしん歩行エリアの指定の検討
- ・ 段差のない幅広い歩道の整備促進

あんしん歩行エリアの指定の検討

担当課	地域支援課
事業内容	市街地の中で事故の発生割合が高く、子ども達の安全な通行の確保が求められている地区に「あんしん歩行エリア」の指定を検討し、歩行者や自転車の事故防止対策等、総合的な安全対策を実施します。
計画実績	既存事業の推進
目標指数 (H31 年度)	既存事業の推進

段差のない幅広い歩道の整備促進

担当課	まちづくり整備課
事業内容	子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備。 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく、段差のない幅広い歩道の整備等の推進。 歩道整備の際は、点字ブロック、スロープの設置について留意します。
計画実績	道路法、土地区画整理法に基づく整備を推進します。
目標指数 (H31 年度)	継続実施



基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【現状と課題】

次世代育成支援行動計画の調査の中では、父親が子育てに関わりづらい理由や困ることは、残業などが多く、仕事を優先せざるを得ないことが最も多く、次いで育児のための休暇取得には職場の理解などを得にくいという結果でした。

【事業一覧】

- ・多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

担当課	企業支援課
事業内容	多様な働き方があり労働者の職業選択の機会が増えた一方、パートタイム労働等労働環境の適正な処遇の確保が重要です。あわせて、今後多くなる高年齢者の雇用確保のための啓発に努めます。 労働者、事業主、地域住民等の意識改革や事業主への社内規定見直しを進めるための広報・啓発、研修、情報提供等を図ります。 啓発リーフレット配布、また、企業へは一般事業主行動計画の周知。
計画実績	「次世代育成支援対策推進法」の改正について広報へ掲載。 関係機関からの啓発ポスター等を町内の公共施設（嵐山花見台工業団地管理センター等）に掲示。
目標指数 (H31 年度)	継続実施

② 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

次世代育成支援行動計画の調査の中では、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やりフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けた経験を、保護者の2割強が経験しています。

本町では核家族化が進行しており、今後、同居の親にみてもらうことが困難になると予想

されます。

【事業一覧】

- ・仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立の推進	
担当課	こども課・企業支援課
事業内容	ファミリー・サポート・センターの活用を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための態勢の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を検討します。
計画実績	嵐山町ファミリー・サポート・センター 登録会員 154 名
目標指数 (H31 年度)	嵐山町ファミリー・サポート・センター 登録会員 100 名以上を維持する

③ 男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町では、平成 15 年 6 月に「嵐山町男女共同参画都市宣言」を行い、平成 16 年 3 月には、町民・事業者・町が協働して男女共同参画を推進する「“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」を制定しました。その後、この条例の目的を達成するため、平成 19 年に「嵐山町男女共同参画プラン」を策定し、現在は平成 24 年に策定した「第 2 次嵐山町男女共同参画プラン」に基づき、様々な分野にわたる施策を展開しているところです。しかしながら、性別による役割分担意識は多くの場で根強く残っているなど、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残っています。

【事業一覧】

- ・男女共同参画の推進

男女共同参画の推進

担当課	地域支援課
事業内容	「嵐山町男女共同参画プラン(計画)」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け他様々な取組を行ってきましたが、いまだ性別による役割分担などが解消できていません。とりわけ、家庭と仕事を両立しながらの子育ては、就業を続けたい女性にとってハンデとなり、やむなく仕事を離れなければならないケースもあります。男女共同参画社会の実現のためには、家庭においても仕事においても、男女が互いに自立し、互いに尊重しあうことが大切であり、今後、様々な女性の生き方を支援する対策が必要になると考えられます。それと同時に、男性が子育てに参加しやすい社会全体の体制づくりと意識づくりも推進します。
計画実績	男女共同参画についての意識啓発のための広報活動として、町の広報誌へ記事の掲載や啓発用パネルの展示を実施しました。
目標指数 (H31 年度)	「男女共同参画プラン(計画)」の推進、子育て支援の充実に努めます。 ・育児休業、介護休暇制度及び雇用制度についての普及・啓発に努め、働く場の社会的整備を促進します。 ・子育てに関する知識の習得機会の充実と、親子・異世代間で参加・体験できるような子育て支援の充実に努めます。 ・家庭における男女共同参画についての啓発を行い、男性の家事・育児・介護への積極的な参加を促進します。



基本目標6 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

本町では、地域の実情を踏まえながら、幼児から成人にいたるまで段階的かつ体系的に交通安全教育及び施策を実施しており、一定の成果をあげています。

次世代育成支援行動計画の調査の中では、就学児童の保護者の2割強が自分の子どもが交通事故の「被害にあった」ないし「あいそうになったことがある」と答えており、より一層の取り組みが必要であると思われます。引き続き、地域の実情に即した交通安全教育を推進するとともに、地域ぐるみで子どもの交通安全に取り組める体制づくりを推進します。

【事業一覧】

- ・交通安全教育の推進（警察による交通安全教室）
- ・交通安全教育の推進（住民活動への支援）

交通安全教育の推進（警察による交通安全教室）

担当課	こども課
事業内容	幼児から成人に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び高齢者、身体障害者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、町、警察、学校、関係民間団体及び家庭が互いに連携を図るとともに、指導者の育成・確保、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図ります。 地域の実情に即した交通安全教育の推進。 学校においては、学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めています。
計画実績	毎年小川警察安全課に依頼して実施しています。（1～2回）
目標指数 (H31年度)	継続実施

交通安全教育の推進(住民活動への支援)	
担当課	地域支援課
事業内容	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上と地域における民間指導者や交通安全ボランティアの育成。 ・交通安全母の会への助成、育成及び交通指導員による通学路の立哨指導。
計画実績	・交通安全母の会への助成 ・交通指導員による通学路の立哨指導 7人
目標指数 (H31 年度)	継続実施



② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、子どもたちが犯罪被害を受けることが増えており、中には子どもを狙った犯罪さえ少なくありません。

本町では、平成16年に防犯推進条例を制定して以来、警察署、区長会、PTA、老人会などの協力を得て防犯パトロール等が活発に行われた結果、刑法犯発生認知件数は平成20年の301件から平成25年の149件と大きく減少しています。しかし、子ども達への声かけや変質者の出没が後を絶たず、また次世代育成支援行動計画の調査の中でも、就学児童の保護者の5%が、子どもが犯罪被害に「遭った」ないし「遭いそうになったことがある」と答えており、取り組みのさらなる充実が必要と思われます。

引き続き、区長会、PTA、小中学校など地域の教育機関や組織と連携し、体制の強化と防犯活動の推進を図ります。

【事業一覧】

- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・ 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
担当課	こども課・文化スポーツ課
事業内容	学校や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動の推進を図ります。 家庭との連携では学校家庭の共通行動が図れるよう、保護者会・PTA活動のなかで規範意識や、基本的生活習慣の獲得がはかられるよう働きかけている。又、地域社会との連携では「子ども110番の家」の設置と活用・地域の商店との連携による日常の実態の把握や、区長等の協力による地域パトロールの実施をしている。又、関係機関等との連携では、中学校区連絡協議会への参加、駐在所、民生委員、児童委員、町教育相談員との連携をとり、問題解決に向け推進している。
計画実績	防犯ブザーの貸与。(小中全校児童) 公用車、PTAの方の車にステッカーを標示してパトロールを実施。 警察官による巡回パトロールの実施。
目標指数 (H31年度)	連携をより密にし、子ども達の健全育成を図るため、定期的な連絡会等の体制づくりを学校が核となって推進します。

子どもを犯罪から守るための活動の推進

担当課	地域支援課
事業内容	行政のみならず、各地区で住民自ら防犯活動を実施することにより、子どもを犯罪から守り、また、防犯についての意識の向上を図ります。 住民ボランティアによる防犯パトロール活動の促進を図ります。平成16年度から埼玉県防犯のまちづくり支援事業により補助金の交付を受け、防犯パトロール用品(ジャンパー、帽子等)を購入し、各行政区と町内小中学校 PTA 等に貸与。
計画実績	防犯パトロール用品配布実績 ジャンパー 214 着、帽子 215 個、防犯チョッキ 973 着、拍子木 3 本、誘導等 17 本、マグネットシート 12 枚、防犯ボランティア登録 1,004 人
目標指数 (H31 年度)	継続実施

③ 子どもの権利擁護**【現状と課題】**

子どもの権利の啓発活動や権利侵害に対応する体制づくりなどを検討すべき課題といたします。

【事業一覧】

- ・子どもの権利擁護

子どもの権利擁護

担当課	地域支援課・こども課
事業内容	「児童の権利に関する条約」の普及啓発等による子どもの権利の啓発活動並びに「いじめ」や「体罰」などの子どもへの権利の侵害に対応するための総合的な相談体制の整備の推進を図ります。 迷惑相談員を設置し、町民からの相談の総合窓口としての役割を担っています。相談の内容に応じては、担当課並びに警察署などの関係機関とも連絡を取り合っています。
計画実績	・各保育園の保育士を対象に、研修会に参加 ・総合相談窓口設置 迷惑相談員 毎週月・火・水曜日 4 月から 3 月末実績(相談受理件数 92 件)
目標指数 (H31 年度)	相談窓口及び対応力の強化

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

埼玉県内の児童相談所によせられる児童虐待の相談受付件数は、平成元年以降ほぼ一貫して増加しています。特に、「児童虐待の防止に関する法律」が施行された平成12年以降は、急増し、平成24年度には県全体で3,767件となっています。虐待は「身体的暴力」が最も多く、次いで「ネグレクト」です。また、虐待者の多くは実母が6割を占めています。

【事業一覧】

- ・母子保健分野での予防対策
- ・相談体制の充実
- ・広報・啓発活動

母子保健分野での予防対策

相談しやすい環境をつくっておく為、妊娠期及び出生後できるだけ早期に関わりを持つことが必要と思われます。そのためには、妊娠届出時に体調や生活環境などの話を聴きながら良い関係を構築すること、新生児・乳児訪問等早期に実施し、不安や負担の軽減を図るとともに相談窓口の周知徹底を課題として、各事業を展開しています。また、保健事業を利用しない母子の状況を把握する為に、乳幼児健康診査の未受診者に対して家庭訪問を実施していくことが更なる課題となっています。

要保護児童対策協議会を有効活用し、こども課・学校・保育所・幼稚園・児童相談所と密に連携を図り、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、住民への児童虐待防止の為の啓発活動を展開していく必要があると思われます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	原則第1子を対象に行う新生児訪問、第2子以降を対象に行う、こんにちは赤ちゃん訪問等において、早期に母子の状況を把握し、必要があれば支援できる態勢にある。そのほか乳幼児健康診査・乳幼児相談・育児学級においてもハイリスク者を把握し支援している。 また、おやこ教室・すくすく相談では、担当保健師が個別に関わり、養育者の不安や負担の軽減に努めている。 健康診査の未受診者に対しては、電話連絡をし状況の把握に努めている。 実際に通報があったり、虐待が疑われるケースに対してはこども課・児童相談所・福祉保健総合センター等と連携し支援している。
計画実績	乳幼児健康診査の未受診者の把握及び支援、関係機関との連携。
目標指数 (H31年度)	継続実施

相談体制の充実

担当課	地域支援課・健康いきいき課・こども課
事業内容	改正児童虐待防止法により市町村が通告先として明記されたことや、児童福祉法の改正に伴って、児童虐待を含む児童相談全般について市町村が第一義的に受けることになることから、市町村における児童相談、特に虐待相談を受ける相談体制を充実します。 児童虐待に関する相談体制については、嵐山町要保護児童対策地域協議会構成団体を中心に、関係機関・団体からの情報が町の担当課に寄せられるような体制が構築されています。 今後は、町が児童虐待の通告先となることもあり、庁内の相談体制の充実はもとより、担当職員の資質の向上をより一層図る必要があります。
計画実績	迷惑相談員を配置し、相談の内容に応じ担当課と連携を図りながら対応しています。（地域支援課） 要保護児童対策地域協議会の開催（こども課） 代表者会議 1回 実務者会議 2回
目標指数 (H31年度)	児童相談体制については、現状の相談窓口の機能が十分に生かせるよう、庁内の関係各課間の連携を引き続き密にすることにより実施します。特に児童虐待への対応については、要保護児童対策地域協議会が有効に機能するような組織活動を推進します。

広報・啓発活動

担当課	こども課
事業内容	住民への児童虐待防止のための広報・啓発活動。
計画実績	啓発用ポスターを公共施設に掲示するなど、啓発活動に努めています。
目標指数 (H31年度)	啓発活動の充実

② ひとり親家庭の自立支援の推進**【現状と課題】**

母子家庭や父子家庭の自立を促進し、子どもが健全に成長できるように支援します。

【事業一覧】

- ・雇用の促進
- ・保育所等の優先利用

雇用の促進

担当課	総務課
事業内容	ひとり親家庭の雇用が促進できるよう、臨時職員等の採用に配慮します。 臨時職員等の求人情報の提供を関係機関に行い、雇用の促進を図ります。
計画実績	臨時職員等の求人情報の提供
目標指数 (H31 年度)	継続実施

保育所等の優先利用

担当課	こども課
事業内容	保育所、放課後児童クラブの優先利用など、ひとり親家庭に対する子育て支援を行います。
計画実績	保育所入所数 37 世帯 児童数 44 人
目標指数 (H31 年度)	継続実施



③ 障害児施策の推進

【現状と課題】

障害のある人の自立支援と社会参加を促進するため、保育所・放課後児童クラブをはじめ障害児の受け入れを積極的に行っています。国・県と連携し障害児施策の充実を図ります。

【事業一覧】

- ・放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進
- ・障害児通園事業

放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進

担当課	こども課
事業内容	町内4か所の放課後児童クラブに対し放課後児童健全育成事業を実施しており、各クラブにおいて障害児の受入を行っています。今後も障害児の利用希望が予想されるため、指導員の資質の向上を推進いたします。また、障害児保育担当指導員の配置に必要な経費を加算することが、健全な運営には必要であることから、引き続き国、県の補助金の基準に町の加算を行い、安定した障害児保育を実施します。 町内の4施設については、施設出入り口にスロープが設置されている他、施設内のバリアフリー化や身障者用のトイレ設置などの整備がされています。
計画実績	放課後児童クラブにおける障害児受入状況 菅谷学童保育室 3名 菅谷第2学童保育室 2名
目標指数 (H31年度)	今後も継続して現行の国、県の補助事業を基準とし継続して実施します。

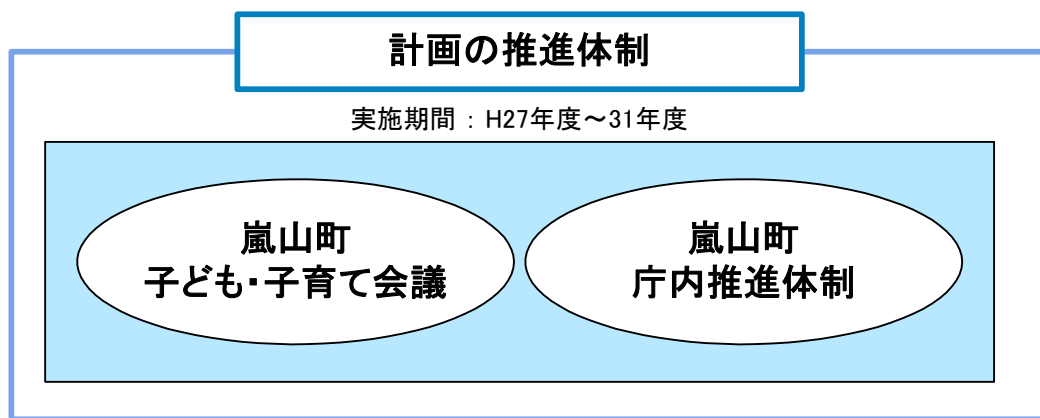
障害児通園事業

担当課	こども課
事業内容	障害児施設のうち、知的障害児通園施設あるいは肢体不自由児通園施設を利用できない障害児を対象に、市町村が通園できる施設を設置して日常生活の基本動作訓練や集団生活の適応訓練などを行なう事業です。 町内の保育所においては、既に重度の障害児の受入を実施しています。
計画実績	管内4保育所（東昌・東昌第二・嵐山若草・嵐山しらこぼと）で実施。 障害児の受入れ状況 … 2園で3名を受入れ。
目標指数 (H31年度)	状況に適切に対応する

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、町全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。



2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、地方公共団体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、幼稚園及び保育園の連携が一層進みつつある中で、教育・保育の一体的提供については、教育・保育施設の現状などを勘案しながら今後継続的に検討していきます。

（２）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

幼稚園、保育所、認定こども園は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を担う教育・保育施設です。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域子ども・子育て支援事業があります。

こうした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

本町においては、地域型保育施設の整備については予定していませんが、今後必要に応じ地域型保育施設を整備する場合には、教育・保育施設が、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとします。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

幼稚園、保育所、小学校の垣根を取り払い、連携することで地域の幼児・児童教育の向上を図ります。また、幼稚園の教育と保育所の保育が連携することによって、相互にその質を高め、就学前児童の保育・教育の向上を図っていきます。

（５）市町村間及び県との間の連携方策

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるよう検討します。

3 計画の点検・評価などの進捗管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、年度ごとに庁内で実施状況を取りまとめ、町民の方などで構成される協議会等での評価審議を行い、その結果を広報等を通じて公表します。



資料編

1 策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成 25 年 10 月	嵐山町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の実施
10 月 28 日	第 1 回嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会
平成 26 年 4 月 24 日	第 2 回嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会
6 月 20 日	第 3 回嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会
10 月 30 日	第 4 回嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会
12 月 11 日	第 5 回嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会
12 月 22 日～1 月 15 日	パブリックコメント募集
平成 27 年 1 月 29 日	第 6 回嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会

2 嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱及び名簿

平成25年8月28日
告示第 175 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条の規定に基づく嵐山町における子ども・子育て支援の推進に関する基本的な事項を一体的に定める計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を策定するため、嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項
- (2) 子ども・子育てに係るニーズや現状の把握に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ、子育て支援に関し識見を有するもので、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 嵐山町民生委員・児童委員協議会
- (3) 小学校、幼稚園、保育所及び学童保育室の関係者
- (4) 町内企業又は商工会関係者
- (5) 一般公募者

(任期)

第4条 委員の任期は、子ども・子育て支援事業計画の策定が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、平成27年3月31日をもって、その効力を失う。

職名		所 属 (役 職 等)	氏 名	任 期
委員	1	嵐山町民生委員・児童委員協議会 (会長)	勝又誠子	H25.10.28- H25.11.30
委員		嵐山町民生委員・児童委員協議会 (会長)	青木裕子	H25.12.1- H27.3.31
副委員長	2	嵐山町主任児童委員 (玉ノ岡中校区)	宮地淳子	H25.10.28- H25.11.30
副委員長		嵐山町主任児童委員 (玉ノ岡中校区)	田邊明子	H25.12.1- H27.3.31
委員	3	嵐山町主任児童委員 (菅谷中校区)	嶋田静江	H25.10.28- H25.11.30
委員		嵐山町主任児童委員 (菅谷中校区)	権田ひろみ	H25.12.1- H27.3.31
委員	4	嵐山町PTA連絡協議会 (会長・副会長)	秋葉正幸	H25.10.28- H27.3.31
委員	5	嵐山町PTA連絡協議会 (会長)	吉田昌司	H25.10.28- H26.6.19
委員		嵐山町PTA連絡協議会 (副会長)	宮田仁美	H26.6.20- H27.3.31
委員長	6	嵐山幼稚園 (園長)	奥田定男	H25.10.28- H27.3.31
委員	7	東昌保育園 (園長)	長谷川寿恵	H25.10.28- H27.3.31
委員	8	東昌第二保育園 (園長)	池亀竜行	H25.10.28- H27.3.31
委員	9	嵐山若草保育園 (園長)	遠藤恵美	H25.10.28- H27.3.31
委員	10	嵐山しらこぼと保育園 (園長)	安藤喜子	H25.10.28- H27.3.31
委員	11	嵐山町学童保育室運営協議会 (会長)	下遠恵美	H25.10.28- H26.4.23
委員		嵐山町学童保育室運営協議会 (会長)	市川智子	H26.4.24- H27.3.31
委員	12	嵐山町学童保育室運営協議会 (副会長)	郡司典子	H25.10.28- H26.4.23
委員		嵐山町学童保育室運営協議会 (副会長)	佐藤実岐	H26.4.24- H27.3.31
委員	13	嵐山町学童保育室運営協議会 (指導員代表)	佐野文子	H25.10.28- H27.3.31
委員	14	嵐山町社会福祉協議会 (事務局長)	石井彰	H25.10.28- H26.4.23
委員		嵐山町社会福祉協議会 (事務局長)	杉田哲男	H26.4.24- H27.3.31
委員	15	嵐山町教育委員会 (指導主事)	菅田浩子	H25.10.28- H26.4.23
委員		嵐山町教育委員会 (指導主事)	田中守	H26.4.24- H27.3.31
委員	16	嵐山町商工会 (事務局長)	坂本浩	H25.10.28- H27.3.31
委員	17	幼稚園保護者代表 (幼稚園保護者会)	村田芳	H25.10.28- H27.3.31
委員	18	保育園保護者代表 (町内保育園父母会より選出)	秋葉茂	H25.10.28- H26.3.31
委員	19	一般公募	新井雅咲子	H25.10.28- H27.3.31
委員	20	一般公募	秋元ひろみ	H25.10.28- H27.3.31

嵐山町
子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

平成 27 年 3 月発行

発 行 嵐山町

編 集 嵐山町教育委員会こども課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

TEL 0493-62-2150（代表）

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>
